令和８年度

保健所年報

（令和７年度実績）



鈴鹿庁舎



保健所棟

三重県鈴鹿保健所

〒513-0809
鈴鹿市西条５丁目 117 番地　三重県鈴鹿庁舎内
TEL　059-382-8671（代表）　FAX　059-382-7958
https://www.pref.mie.lg.jp/ZHOKEN/HP/

目　　次

第１編　管内概況
　　１　地勢および管内略図 …… 1
　　２　鈴鹿保健所の位置 …… 2
　　３　鈴鹿保健所組織および所掌事務（令和８年度体制） …… 3
　　４　人口静態…… 4
　　５　人口動態…… 6

第２編　「強じんな美し国ビジョンみえ」・「みえ元気プラン」における事業実績
Ⅰ　安全・安心の確保
　政策１　防災・減災、県土の強靭化
　施策１-１　災害対応力の充実・強化
　　基本事業４　災害保健医療体制の整備
　　１　災害拠点病院、災害医療支援病院、災害拠点薬局 ……15
　　２　災害医療体制強化推進事業……16

　政策２　医療・介護・健康
　施策２-１　地域医療提供体制の確保
　　基本事業２　医療分野の人材確保
　　１　保健師配置状況 ……18
　　２　看護学生等の実習指導……18
　　３　医師臨床研修受け入れ状況……18
　　基本事業５　救急医療等の確保
　　１　地域救急医療対策事業……19
　　２　救急告示医療機関 ……20
　　３　医務 ……20
　　４　立入検査状況 ……21

　施策２-２　感染症対策の推進
　　基本事業１　感染予防のための普及啓発の推進
　　１　感染症発生動向調査事業……22
　　２　１類～5 類（全数）感染症の発生および検査の状況 ……22
　　基本事業２　感染症危機管理体制の整備
　　１　感染症等健康危機管理ネットワーク会議の開催 ……24
　　基本事業３　感染症対応のための相談・検査の推進
　　１　エイズおよび特定感染症対策 ……25
　　２　ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業……25
　　３　結核対策……26

施策２-３　介護の基盤整備と人材確保
基本事業１　介護施設サービスの充実
１　老人福祉施設の整備状況 …… 31
基本事業４　介護予防・生活支援サービスの充実
１　介護保険サービス提供基盤の整備状況 …… 32

施策２-４　健康づくりの推進
基本事業１　望ましい生活習慣の確立による健康づくりの推進
１　健康づくり総合推進事業…… 33
２　健康食育推進事業 …… 34
３　栄養施行事務事業 …… 35
基本事業３　難病対策の推進
１　難病対策事業 …… 37
２　難病在宅ケア事業 …… 44
３　小児慢性特定疾病医療費助成事業 …… 47
４　臓器移植啓発事業 …… 47
５　原子爆弾被爆者対策事業…… 48

政策３　暮らしの安全
施策３-４　食の安全・安心と暮らしの衛生の確保
基本事業１　食品と生活衛生営業施設等の衛生確保
１　食品衛生…… 50
２　生活衛生…… 55
基本事業２　医薬品等の安全な製造・供給の確保
１　薬事…… 56
２　献血推進…… 57
３　骨髄バンク事業 …… 58
基本事業３　人と動物の共生環境づくり
１　狂犬病予防等 …… 59
２　特定動物の飼養状況…… 59
３　犬および猫の飼育に関する苦情受付件数…… 60
４　動物愛護の絵・ポスター展 …… 60
５　動物取扱業の登録状況…… 60
基本事業４　薬物乱用防止対策の推進
１　不正けし等の発見、除去…… 61
２　薬物乱用防止対策 …… 62
３　麻薬等関係施設等 …… 63

Ⅲ　共生社会の実現
政策１３　福祉
施策１３-１　地域福祉の推進
基本事業１　地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供
１　民生委員・児童委員…… 64
基本事業２　生きづらさを抱える人の支援体制づくり
１　自殺対策事業 …… 65
基本事業４　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
１　三重おもいやり駐車場利用証制度 …… 66

施策１３-２　障がい者福祉の推進
基本事業１　障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実
１　障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等提
供基盤の整備状況…… 67
基本事業４　精神障がい者の保健医療の確保
１　精神障がい者保健福祉相談指導事業…… 69
２　精神保健医療対策 …… 72

Ⅳ　未来を拓くひとづくり
政策１５　子ども
施策１５-４　結婚・妊娠・出産の支援
基本事業４ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
１　健やか親子支援事業…… 73
２　母体保護事業 …… 74

（参考）「強じんな美し国ビジョンみえ」・「みえ元気プラン」政策体系一覧…… 75

沿革…… 77

付録（関係法令の制定・改正の流れ） …… 78

第１編　管内概況

１　地勢および管内略図

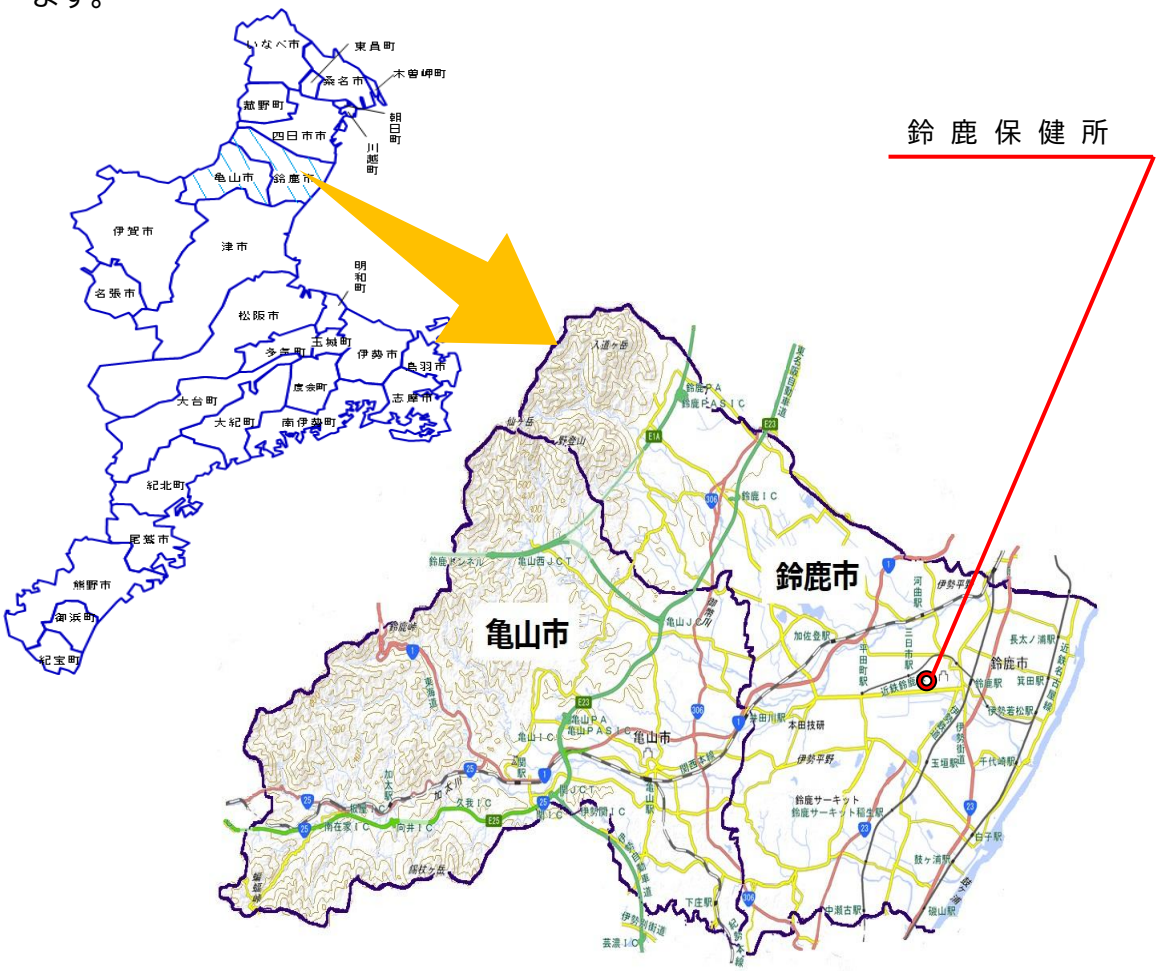
鈴鹿保健所の管内は、鈴鹿市・亀山市の２市で構成され、三重県の北勢南部（名古屋から約 50 ㎞、大阪から約 100 ㎞）に位置し、総面積は 385.5k ㎡で、県土の約 7%にあたります。西に鈴鹿山脈、東は伊勢湾に面し、地域の中央部を鈴鹿川が流れ、自然が織りなす美しい景観と環境に恵まれています。

湾岸部に国道 23 号、中央部に国道１号、そして内陸部には名阪国道、東名阪自動車道と新名神高速道路が通っています。また、海岸部には名古屋と三重県中南部を結ぶ近鉄名古屋線と伊勢鉄道が、管内中央部には名古屋から奈良を経て大阪に至る関西本線があります。加えて、三重県では、整備が進むリニア中央新幹線において、亀山市への駅設置をめざしており、今後ますます交通至便の地域となることが予想されています。

第１次産業としては、肥沃な大地と豊かな水を生かした稲作や野菜栽培、サツキやツツジといった植木栽培、伊勢茶ブランドで知られる茶栽培が盛んです。養鶏や酪農などの畜産農家も多く、「あさり漁」、「いわし漁」や「海苔養殖」といった水産業も盛んに行われています。

一方、第２次産業としては、自動車産業をはじめとした製造業が多く、また、伝統産業である伊勢形紙や墨の生産も盛んです。さらに、世界的に有名な「鈴鹿サーキット」や江戸時代の町並みを色濃く残す東海道 47 番目の宿場町「関宿」を有し、多くの観光客を集めています。

このように、鈴鹿保健所の管内は、活力に満ちた多様な産業構造を持つ地域となっています。



出典：国土地理院ウェブサイト（https://maps.gsi.go.jp/）

2　鈴鹿保健所の位置

ア　位置図



イ　詳細位置図



ウ　交通

近鉄：鈴鹿線「三日市駅」から　徒歩約 15 分
自動車：◇伊勢自動車道「鈴鹿ＩＣ」から　約 30 分
　　◇国道 23 号線「柳ランプ」から　約 5 分

３　鈴鹿保健所組織および所掌事務（令和８年度体制）

所長　TEL 059-382-8671

副所長兼保健衛生室室長　TEL 059-382-8671

令和８年４月１日現在

《総務企画課　５名》　TEL 382-8671
- ○庶務、経理、所内の調整
- ○厚生労働省調査・報告・統計
- ○病院、診療所開設許可（届）
- ○医療政策（救急、災害等）
- ○医療従事者等の免許
- ○介護保険・障害福祉サービス事業者
- ○三重おもいやり駐車場、ヘルプマーク
- ○臨床研修医等受入
- ○肝炎医療費助成

《健康増進課　６名》　TEL 382-8672
- ○結核医療、予防
- ○エイズ、感染症対策
- ○健康づくり全般
- ○こころの健康づくり、自殺対策
- ○栄養表示、給食施設指導、食育推進
- ○看護・管理栄養士学生実習指導
- ○肝炎ウイルス重症化予防

《地域保健課　６名》　TEL 382-8673
- ○精神保健・福祉
- ○精神障がい者地域移行支援
- ○自立支援医療
- ○難病・特定疾病等対策
- ○原爆被爆者対策

《衛生指導課　６名》　TEL 382-8674
- ○食品衛生、食品表示、食中毒、食品苦情
- ○狂犬病予防、動物の愛護及び管理
- ○薬事、薬物乱用防止、麻薬、毒劇物
- ○理容・美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場
- ○献血、骨髄バンク

職種別職員数　医師 １名、一般事務 ６名、獣医師 ２名、薬剤師 ２名、水産技師 １名、保健師 ６名、助産師 １名、診療放射線技師 ２名、管理栄養士 ４名
計 25 名

4　人口静態

管内の人口は、令和 7 年 10 月 1 日現在 238,836 人であり、県の総人口（1,693,225 人）に占める割合は約 14.1%です。

ア　管内市町の面積・世帯数・人口

	令和 2 年国勢調査		令和 7 年（10 月 1 日現在）				世帯数の増減率（%）	人口の増減率（%）
	世帯数	総人口	面積（k㎡）	世帯数	総人口	人口密度（人/ k㎡）		
計	102,775	245,505	385.50	105,661	238,836	619.5	2.8	△2.71
鈴鹿市	82,158	195,670	194.46	84,014	189,731	975.7	2.3	△3.04
亀山市	20,617	49,835	191.04	21,647	49,105	257.0	5.0	△1.46

資料：三重県政策企画部統計課

イ　管内人口の推移

	H7 年（1995 年）	H12 年（2000 年）	H17 年（2005 年）	H22 年（2010 年）	H27 年（2015 年）	R2 年（2020 年）	R7 年（2025 年）
計	225,928	232,757	242,367	250,316	246,657	245,505	238,836
鈴鹿市	179,800	186,151	193,114	199,293	196,403	195,670	189,731
亀山市	46,128	46,606	49,253	51,023	50,254	49,835	49,105

資料：三重県政策企画部統計課（各年 10 月 1 日現在）

＊亀山市の平成 12 年までの人口は、(旧)亀山市と鈴鹿郡関町の人口を合算しています。

ウ　管内市町の年齢別人口構成

管内の 65 歳以上の高齢者人口は、令和 7 年 10 月 1 日現在 61,659 人で、管内人口に占める割合は、25.8%となり、三重県の高齢者人口の割合の 30.5%を下回っています。

	総人口	年齢区分別人口		
		年少人口（0～14 歳）	生産年齢人口（15～64 歳）	高齢者人口（65 歳以上）
管内	238,836	25,618	133,694	61,659
鈴鹿市	189,731	19,429	105,057	48,418
亀山市	49,105	6,189	28,637	13,241
三重県	1,693,225	182,954	952,082	517,927

※年齢不詳あり

	20 歳未満人口				
	0～4 歳	5～9 歳	10～14 歳	15～19 歳	計
管内	7,007	8,549	10,062	10,950	36,568
鈴鹿市	5,373	6,419	7,637	8,619	28,048
亀山市	1,634	2,130	2,425	2,331	8,520
三重県	49,078	61,913	71,963	75,349	258,303

資料：三重県政策企画部統計課（令和 7 年 10 月 1 日現在）

	年齢区分別割合　（%）		
	年少人口 （0～14 歳）	生産年齢人口 (15～64 歳)	高齢者人口 （65 歳以上）
管内	10.7	55.9	25.8
鈴鹿市	10.2	55.3	25.5
亀山市	12.6	58.3	26.9
三重県	10.8	56.2	30.5

資料：三重県政策企画部統計課（令和 7 年 10 月 1 日現在）

	年齢構造指数			
	年少人口指数	老年人口指数	従属人口指数	老年化指数
管内	19.1	46.1	65.2	240.6
鈴鹿市	18.4	46.0	64.5	249.2
亀山市	21.6	46.2	67.8	213.9
三重県	19.2	54.3	73.6	283.0

年少人口指数＝年少人口　／　生産年齢人口　×　100
老年人口指数＝高齢者人口　／　生産年齢人口　×　100
従属人口指数＝（年少人口＋高齢者人口）／　生産年齢人口　×　100
老年化指数＝高齢者人口　／　年少人口　×　100

５　人口動態

ア　人口動態総覧

令和６年の管内における人口動態（確定数）の概況は表１のとおりです。

（ア）出生

管内の出生数は 1,413 人で、前年の 1,453 人より 40 人減少しました。出生率は 5.9 で、三重県の　5.4 と全国の 5.7 を上回っています。

（イ）死亡

管内の死亡数は 2,727 人で、前年の 2,736 人より９人減少しました。死亡率は 11.3 で、三重県の 14.6、全国の 13.3 を下回っています。

（ウ）乳児死亡

管内の乳児死亡数は 1 人で、前年の 1 人と同数です。乳児死亡率は 0.7 で、三重県の 1.1、全国の 1.8 を下回っています。

（エ）死産

管内の死産数は 37 人で、前年の 31 人より 6 人増加しました。

自然死産数は 11 人で自然死産率は 7.6 であり、人工死産数は 16 人で人工死産率は 11.0 です。

（オ）周産期死亡

管内の周産期死亡数は 4 人で、前年の 6 人より 2 人減少しました。周産期死亡率は 2.8 で、三重県の 2.6 を上回り、全国の 3.3 を下回っています。

（カ）婚姻と離婚

婚姻件数は 903 件で、前年の 947 件より 44 件減少しました。婚姻率は 3.8 で、三重県の 3.7 を上回り、全国の 4.0 を下回っています。

離婚件数は 399 件で、前年の 385 件より 14 件増加しました。離婚率は 1.66 で、三重県の 1.54、全国の 1.55 を上回っています。

以上の統計から、出生数から死亡数を差し引いた管内の自然増減数は 1,314 人の減少、自然増減率は△5.46 でした。三重県全体では自然増減数は 15,108 人の減少、自然増減率は△8.83 となっており、平成 17 年から自然減が続いています。

イ　死因の動向

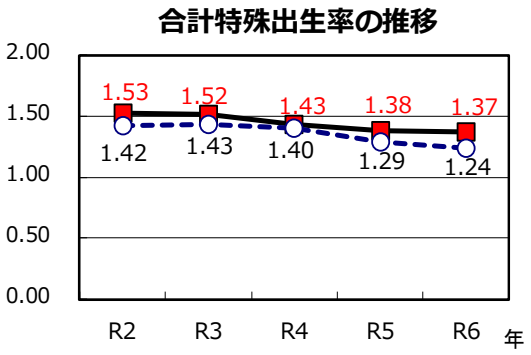
主な死因別の死亡状況を表２（１～３）に、悪性新生物部位別死亡状況を表３（１～２）に示しました。分母に用いた人口は、三重県データバンクシステム算出による令和６年 10 月１日現在人口（外国籍人口含む。）によります。

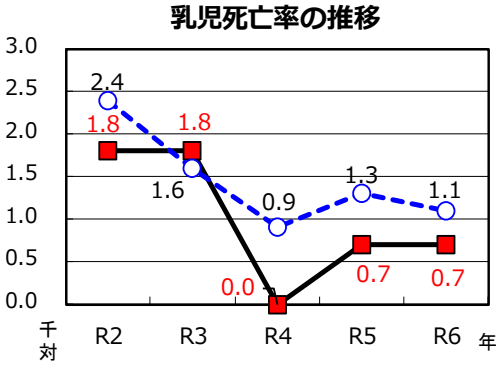
令和６年の鈴鹿亀山地域の死因順位は、第１位が悪性新生物 586 人（全死因の 21.5%）、第２位が心疾患 436 人（同 16.0%）、第３位が脳血管疾患 158 人（同 5.8%）、第４位が肺炎 144 人（同 5.3%）となり、これら主要４死因が全死因に占める割合は、約 48.6%となっています。（老衰を除く。）

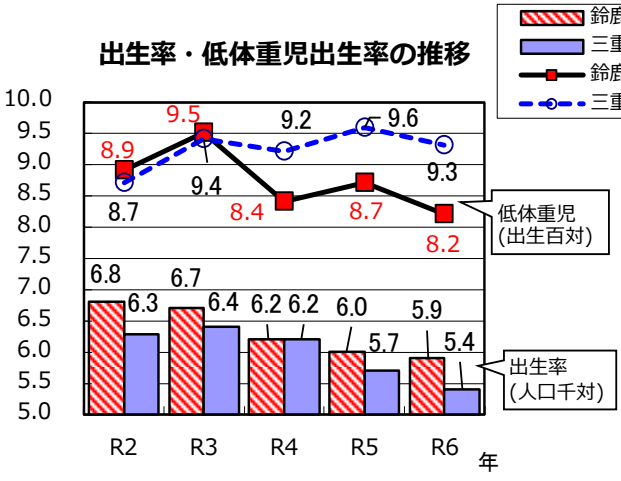
ウ　各種グラフ

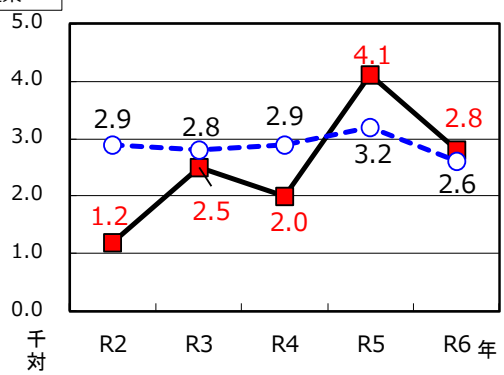
合計特殊出生率、乳児死亡率、令和６年の年齢調整死亡率上位４疾患及び年齢調整死亡率等の推移をグラフに示しました。

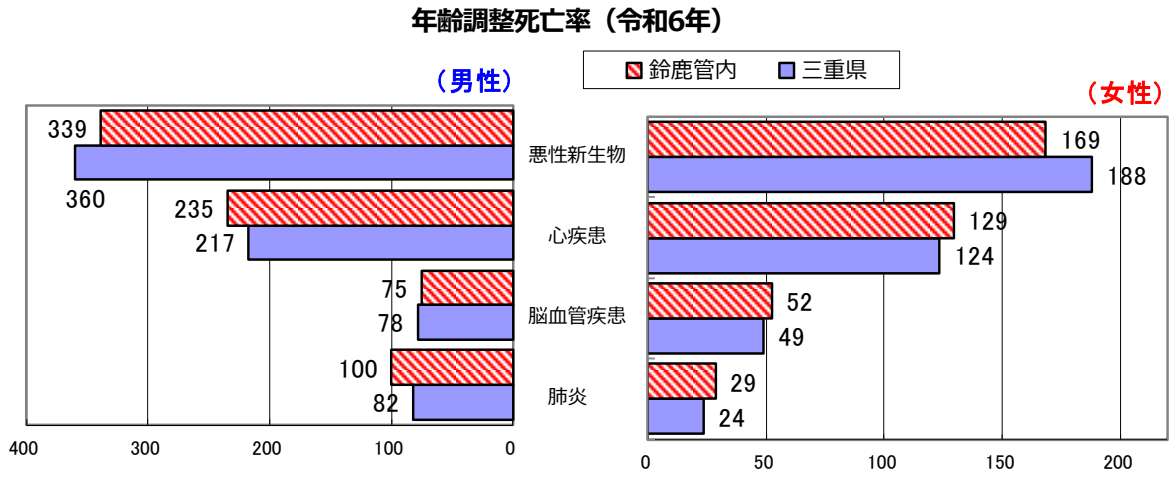
グラフ

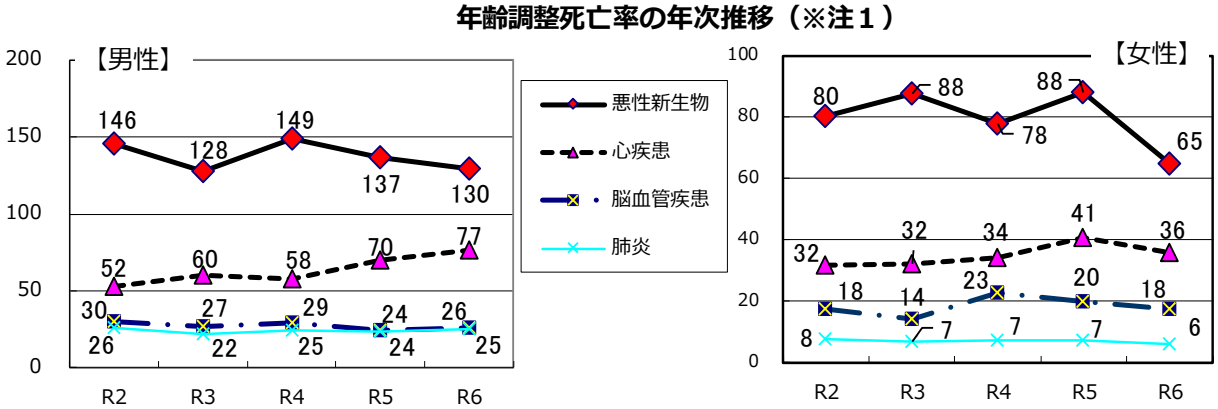












※年齢調整死亡率（人口10万対）については、令和2年より算定の基礎となる基準人口モデルが「昭和60年モデル」から「平成27年モデル」に変更されましたが、本ページの年次推移で用いた令和2年以降の数値は、令和元年以前との比較のため、従前どおり「昭和60年モデル」を用い、三重県独自に集計したものを使用しています。 よって、10～14ページの年齢調整死亡率とは数値が異なります。

表１　人口動態統計概況（実数、率）市別

（令和6年確定数）

	全国 三重県 管内市	人口 （10月1日現在）	出生			低体重児 (再掲)			死亡			乳児死亡 （再掲）			新生児死亡 (再掲)	自然増加数	死産			周産期死亡			婚姻	離婚	合計特殊出生率
			総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女			総数	自然	人工	総数	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡			
実数	全国	120,295,592	686,173	351,451	334,722	－	－	－	1,605,378	819,709	785,669	1,266	647	619	637	△ 919,205	15,323	6,849	8,474	2,285	1,800	485	485,092	185,904	
	三重県	1,711,370	8,896	4,598	4,298	826	374	452	24,004	12,273	11,731	10	4	6	3	△ 15,108	191	78	113	23	21	2	6,095	2,533	
	管内	240,523	1,413	726	687	116	42	74	2,727	1,477	1,250	1	1	－	－	△ 1,314	37	11	26	4	4	－	903	399	
	鈴鹿市	191,153	1,103	581	522	92	36	56	2,118	1,153	965	1	1	－	－	△ 1,015	31	9	22	4	4	－	755	321	
	亀山市	49,370	310	145	165	24	6	18	609	324	285	－	－	－	－	△ 299	6	2	4	－	－	－	148	78	
率	全国		5.7	6.0	5.4	－	－	－	13.3	14.0	12.7	1.8	1.8	1.8	0.9	△ 7.6	21.8	9.8	12.1	3.3	2.6	0.7	4.0	1.55	1.20
	三重県		5.2	5.5	4.9	92.9	81.3	105.2	14.0	14.7	13.4	1.1	0.9	1.4	0.3	△ 8.8	21.0	8.6	12.4	2.6	2.4	0.2	3.6	1.48	1.29
	管内		5.9	6.1	5.7	82.1	57.9	107.7	11.3	12.3	10.4	0.7	1.4	－	－	△ 5.5	25.5	7.6	17.9	2.8	2.8	－	3.8	1.66	1.38
	鈴鹿市		5.8	6.1	5.4	83.4	62.0	107.3	11.1	12.1	10.0	0.9	1.7	－	－	△ 5.3	27.3	7.9	19.4	3.6	3.6	－	3.9	1.68	1.41
	亀山市		6.3	5.8	6.8	77.4	41.4	109.1	12.3	13.0	11.7	－	－	－	－	△ 6.1	19.0	6.3	12.7	－	－	－	3.0	1.58	1.26
	率の算出方法		人口千対	男子人口千対	女子人口千対	出生千対	男子出生千対	女子出生千対	人口千対	男子人口千対	女子人口千対	出生千対	男子出生千対	女子出生千対	出生千対	人口千対	出産(出生＋死産)千対			出産(出生＋妊娠満22週以後の死産)千対			人口千対		

※1 △は減を示す。低体重児は出生体重2,500g未満のもの。乳児死亡は生後1年未満の死亡。

※2 新生児死亡は生後４週未満の死亡。早期新生児死亡は生後１週未満の死亡。

※3 死産は妊娠１２週以後の死児の出産。後期死産は妊娠２２週以後の死産。自然増加は出生数－死亡数。

※4 諸率における全国・三重県合計は、令和6年人口動態調査（厚生労働省）の数値です。また、管内・各市の数値は総人口（令和6年10月1日現在）を用いて算出しています。

死 亡

表２-１　主要死因別死亡数･死亡率（人口10万対）、年齢調整死亡率（人口10万対）

（令和6年確定数）

		総数			悪性新生物			心疾患（高血圧性を除く）			脳血管疾患			肺炎		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	24,004	12,273	11,731	5,373	3,127	2,246	3,690	1,834	1,856	1,398	668	730	1,069	688	381
	率	[1402.6]	[1467.3]	[1340.8]	[314.0]	[373.9]	[256.7]	[215.6]	[219.3]	[212.1]	[81.7]	[79.9]	[83.4]	[62.5]	[82.3]	[43.5]
	年齢調整死亡率	1074.59	1447.02	805.71	259.35	359.75	188.01	164.28	217.13	123.55	62.30	78.06	49.14	45.86	81.69	23.81
管内	死亡数	2,727	1,477	1,250	587	352	235	435	228	207	158	76	82	144	97	47
	率	[1133.8]	[1230.9]	[1037.1]	[244.1]	[293.4]	[195.0]	[180.9]	[190.0]	[171.7]	[65.7]	[63.3]	[68.0]	[59.9]	[80.8]	[39.0]
	年齢調整死亡率	1100.65	1499.67	799.28	242.94	338.52	168.54	174.76	234.58	129.39	62.59	74.94	52.46	56.77	99.80	28.63
鈴鹿市	死亡数	2,118	1,153	965	450	265	185	314	168	146	121	59	62	113	77	36
	率	[1108.0]	[1213.7]	[1003.6]	[235.4]	[278.9]	[192.4]	[164.3]	[176.8]	[151.8]	[63.3]	[62.1]	[64.5]	[59.1]	[81.1]	[37.4]
	年齢調整死亡率	1082.95	1465.42	791.81	235.30	319.84	169.09	159.08	214.66	116.20	60.20	71.57	50.32	56.74	99.80	28.42
亀山市	死亡数	609	324	285	137	87	50	121	60	61	37	17	20	31	20	11
	率	[1233.5]	[1296.5]	[1169.0]	[277.5]	[348.1]	[205.1]	[245.1]	[240.1]	[250.2]	[74.9]	[68.0]	[82.0]	[62.8]	[80.0]	[45.1]
	年齢調整死亡率	1166.06	1638.68	824.56	272.52	410.19	168.89	232.52	311.88	177.15	70.26	87.01	59.97	56.92	100.11	29.69

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{死因別死亡数}}{\text{人口}} \times 100{,}000$$

$$\text{年齢調整死亡率} = \frac{\{\text{観察集団の各年齢階級の死亡率} \times \text{基準人口集団のその年齢階級の人口}\}\ \text{の各年齢階級の総和}}{\text{基準となる人口集団の総和（平成27年モデル人口）}} \times 100{,}000$$

※年齢調整死亡率（人口10万対）については、令和2年より算定の基礎となる基準人口モデルが「昭和60年モデル」から「平成27年モデル」に変更されました。

※三重県ホームページ「令和6年三重県の人口動態」によります。

表2-2

（令和6年確定数）

		老衰			不慮の事故			自殺			大動脈瘤及び解離			腎不全		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	3,809	1,108	2,701	665	401	264	253	181	72	324	161	163	443	241	202
	率	[222.6]	[132.5]	[308.7]	[38.9]	[47.9]	[30.2]	[14.8]	[21.6]	[8.2]	[18.9]	[19.2]	[18.6]	[25.9]	[28.8]	[23.1]
	年齢調整死亡率	149.47	141.11	151.16	30.50	47.41	19.20	14.95	21.87	8.34	14.77	18.15	12.13	19.44	28.83	13.77
管内	死亡数	386	122	264	74	49	25	26	21	5	41	22	19	52	30	22
	率	[160.5]	[101.7]	[219.0]	[30.8]	[40.8]	[20.7]	[10.8]	[17.5]	[4.1]	[17.0]	[18.3]	[15.8]	[21.6]	[25.0]	[18.3]
	年齢調整死亡率	148.68	145.98	147.18	30.30	48.30	16.61	11.92	19.13	4.17	16.12	19.93	12.28	20.39	33.19	12.47
鈴鹿市	死亡数	297	103	194	59	38	21	20	16	4	29	17	12	40	23	17
	率	[155.4]	[108.4]	[201.8]	[30.9]	[40.0]	[21.8]	[10.5]	[16.8]	[4.2]	[15.2]	[17.9]	[12.5]	[20.9]	[24.2]	[17.7]
	年齢調整死亡率	147.36	154.65	140.21	30.23	47.25	16.89	11.50	18.15	4.36	14.44	19.35	10.16	20.23	31.45	12.97
亀山市	死亡数	89	19	70	15	11	4	6	5	1	12	5	7	12	7	5
	率	[180.3]	[76.0]	[287.1]	[30.4]	[44.0]	[16.4]	[12.2]	[20.0]	[4.1]	[24.3]	[20.0]	[28.7]	[24.3]	[28.0]	[20.5]
	年齢調整死亡率	154.05	118.66	171.02	30.85	54.55	14.95	13.65	22.95	3.31	22.73	23.21	20.14	20.93	39.93	10.91

表2-3

（令和6年確定数）

		糖尿病			慢性閉塞性肺疾患			肝疾患			血管性及び詳細不明の認知症			敗血症		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	239	147	92	241	210	31	261	170	91	414	173	241	167	90	77
	率	[14.0]	[17.6]	[10.5]	[14.1]	[25.1]	[3.5]	[15.3]	[20.3]	[10.4]	[24.2]	[20.7]	[27.5]	[9.8]	[10.8]	[8.8]
	年齢調整死亡率	11.02	17.11	7.04	10.78	23.82	2.33	13.29	19.80	7.67	17.04	21.00	14.52	7.66	10.36	5.60
管内	死亡数	21	10	11	30	26	4	35	24	11	38	17	21	19	7	12
	率	[8.7]	[8.3]	[9.1]	[12.5]	[21.7]	[3.3]	[14.6]	[20.0]	[9.1]	[15.8]	[14.2]	[17.4]	[7.9]	[5.8]	[10.0]
	年齢調整死亡率	9.04	10.17	8.10	12.27	26.35	2.41	14.86	23.04	7.94	15.31	18.92	13.36	7.60	6.68	7.42
鈴鹿市	死亡数	15	7	8	22	18	4	27	18	9	26	13	13	16	6	10
	率	[7.8]	[7.4]	[8.3]	[11.5]	[18.9]	[4.2]	[14.1]	[18.9]	[9.4]	[13.6]	[13.7]	[13.5]	[8.4]	[6.3]	[10.4]
	年齢調整死亡率	8.36	9.81	7.20	10.84	22.44	3.05	14.07	21.21	8.38	13.36	18.78	10.50	8.07	7.18	7.84
亀山市	死亡数	6	3	3	8	8	0	8	6	2	12	4	8	3	1	2
	率	[12.2]	[12.0]	[12.3]	[16.2]	[32.0]	[0.0]	[16.2]	[24.0]	[8.2]	[24.3]	[16.0]	[32.8]	[6.1]	[4.0]	[8.2]
	年齢調整死亡率	12.51	12.42	11.88	17.70	41.32	−	17.05	28.15	5.96	22.58	20.13	23.60	5.78	4.35	5.96

表３－１　主要部位別 悪性新生物死亡数・死亡率（人口10万対）、年齢調整死亡率（人口10万対）

（令和6年確定数）

		悪性新生物総数			内訳														
					食道			胃			結腸			直腸Ｓ状結腸移行部及び直腸			肝及び肝内胆管		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	5,373	3,127	2,246	125	104	21	579	362	217	543	235	308	229	145	84	274	184	90
	率	[314.0]	[373.9]	[256.7]	[7.3]	[12.4]	[2.4]	[33.8]	[43.3]	[24.8]	[31.7]	[28.1]	[35.2]	[13.4]	[17.3]	[9.6]	[16.0]	[22.0]	[10.3]
	年齢調整死亡率	259.35	359.75	188.01	6.33	11.75	1.87	27.78	42.03	17.76	25.92	27.61	24.53	11.68	16.82	7.59	12.79	20.96	6.97
管内	死亡数	587	352	235	7	5	2	81	58	23	69	33	36	19	13	6	20	14	6
	率	[244.1]	[293.4]	[195.0]	[2.9]	[4.2]	[1.7]	[33.7]	[48.3]	[19.1]	[28.7]	[27.5]	[29.9]	[7.9]	[10.8]	[5.0]	[8.3]	[11.7]	[5.0]
	年齢調整死亡率	242.94	338.52	168.54	3.10	4.32	2.03	33.79	56.52	15.90	28.93	32.43	25.64	8.11	12.66	4.62	8.40	13.47	4.59
鈴鹿市	死亡数	450	265	185	6	4	2	57	40	17	59	27	32	14	10	4	17	12	5
	率	[235.4]	[278.9]	[192.4]	[3.1]	[4.2]	[2.1]	[29.8]	[42.1]	[17.7]	[30.9]	[28.4]	[33.3]	[7.3]	[10.5]	[4.2]	[8.9]	[12.6]	[5.2]
	年齢調整死亡率	235.30	319.84	169.09	3.44	4.45	2.55	29.90	48.46	14.62	31.32	32.76	29.07	7.36	11.37	3.94	9.17	15.11	4.66
亀山市	死亡数	137	87	50	1	1	－	24	18	6	10	6	4	5	3	2	3	2	1
	率	[277.5]	[348.1]	[205.1]	[2.0]	[4.0]	－	[48.6]	[72.0]	[24.6]	[20.3]	[24.0]	[16.4]	[10.1]	[12.0]	[8.2]	[6.1]	[8.0]	[4.1]
	年齢調整死亡率	272.52	410.19	168.89	1.73	3.63	－	49.07	89.75	20.42	20.08	30.59	13.65	10.98	18.89	7.43	6.05	7.70	5.19

表3－2

（令和6年確定数）

		内訳																	
		胆のう及びその他の胆道			膵			気管，気管支及び肺			乳房			子宮			白 血 病		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	230	119	111	611	323	288	1,083	779	304	179	4	175	101	－	101	150	96	54
	率	[13.4]	[14.2]	[12.7]	[35.7]	[38.6]	[32.9]	[63.3]	[93.1]	[34.7]	[10.5]	[0.5]	[20.0]	[5.9]	－	[11.5]	[8.8]	[11.5]	[6.2]
	年齢調整死亡率	10.60	13.68	8.68	30.02	37.29	24.03	51.76	88.58	24.84	9.27	0.47	16.62	－	－	9.96	7.51	10.93	4.95
管内	死亡数	25	12	13	72	47	25	109	75	34	10	1	9	13	－	13	25	15	10
	率	[10.4]	[10.0]	[10.8]	[29.9]	[39.2]	[20.7]	[45.3]	[62.5]	[28.2]	[4.2]	[0.8]	[7.5]	[5.4]	－	[10.8]	[10.4]	[12.5]	[8.3]
	年齢調整死亡率	10.03	11.51	9.05	29.91	43.77	17.59	44.13	71.38	23.62	4.19	1.42	6.45	－	－	10.34	10.61	13.69	8.37
鈴鹿市	死亡数	18	10	8	55	36	19	79	51	28	7	－	7	11	－	11	20	14	6
	率	[9.4]	[10.5]	[8.3]	[28.8]	[37.9]	[19.8]	[41.3]	[53.7]	[29.1]	[3.7]	－	[7.3]	[5.8]	－	[11.4]	[10.5]	[14.7]	[6.2]
	年齢調整死亡率	9.04	12.30	6.70	29.35	42.11	17.75	39.83	62.00	24.96	3.82	－	6.51	－	－	10.78	10.84	16.18	6.71
亀山市	死亡数	7	2	5	17	11	6	30	24	6	3	1	2	2	－	2	5	1	4
	率	[14.2]	[8.0]	[20.5]	[34.4]	[44.0]	[24.6]	[60.8]	[96.0]	[24.6]	[6.1]	[4.0]	[8.2]	[4.1]	－	[8.2]	[10.1]	[4.0]	[16.4]
	年齢調整死亡率	13.85	8.42	17.72	31.87	49.75	17.20	59.90	105.14	17.81	5.50	6.37	6.32	－	－	8.37	10.57	4.72	16.16

第２編　「強じんな美し国ビジョンみえ」・「みえ元気プラン」における事業実績

鈴鹿保健所の各課における事業実績を「強じんな美し国ビジョンみえ」・「みえ元気プラン」（※）の施策、基本事業順に記載しています。

なお、鈴鹿保健所の事業に直接関係しない部分は省略しています。

（※）「強じんな美し国ビジョンみえ」・「みえ元気プラン」の政策体系一覧は 75～76 頁に掲載

Ⅰ　安全・安心の確保

政策１　防災・減災、県土の強靭化

施策１－１　災害対応力の充実・強化

基本事業４　災害保健医療体制の整備

（担当課：総務企画課）

【主な取組内容】

１．災害時においても必要な保健医療が提供できるよう、災害拠点病院、災害医療支援病院等との連携を図ります。

２．災害拠点病院の施設整備や病院における業務継続計画（BCP）の整備を支援するとともに、保健医療活動を支える人材の育成をします。

１　災害拠点病院、災害医療支援病院、災害拠点薬局

災害拠点病院とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受入機能及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院で、三重県知事が指定します。

災害医療支援病院とは、大規模災害の発生時に災害拠点病院を支援し、補完する機能を担う病院で、三重県知事が指定します。

災害拠点薬局とは、県の委託に基づく災害用医薬品の備蓄、災害発災に備えた地域の医薬品等の確保・供給体制の整備、災害発生時における医薬品等の確保・供給を担う薬局または医薬分業推進支援センターです。

災害拠点病院

名　　称	住　　所
三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院	三重県鈴鹿市安塚町字山之花 1275-53

災害医療支援病院

名　　称	住　　所
鈴鹿回生病院	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112-1
亀山市立医療センター	三重県亀山市亀田町 466-1

災害拠点薬局

名　　称	住　　所
鈴鹿センター薬局	三重県鈴鹿市安塚町 638-21

2　災害医療体制強化推進事業

（1）令和７年度鈴鹿亀山地域災害医療対策部会の開催

鈴鹿亀山地域において、関係者が災害時の医療が円滑に提供できるよう情報伝達訓練等の取組を検討します。

（構成員）：鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿歯科医師会、亀山歯科医師会、鈴鹿亀山薬剤師会、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、鈴鹿市、亀山市、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、鈴鹿警察署、亀山警察署、鈴鹿地域防災総合事務所、鈴鹿保健所の代表者

ア　会議の開催

開催日・場所	内　　容
令和 7 年 10 月 29 日 鈴鹿庁舎　第 46 会議室	（1）令和 7 年度防災・災害医療活動報告 （2）災害医療に関する情報伝達訓練の実施について

イ　情報伝達訓練の実施

開催日・場所	内　　容
令和 7 年 11 月 11 日 各機関の所在地	（1）参加機関 鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿歯科医師会、亀山歯科医師会、鈴鹿亀山薬剤師会、EMIS 参加医療機関、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、鈴鹿警察署、亀山警察署、鈴鹿市、亀山市、鈴鹿地域防災総合事務所、鈴鹿保健所 （2）伝達方法 電話、FAX、Web、E-Mail、EMIS 等により被害情報等の伝達を行う。

（2）三重県災害医療コーディネーター

地震、津波及び事故等の災害によって大規模な人的被害が発生した場合、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図ることを目的として委嘱しています。

（令和８年３月 31 日現在）

氏　　名	所　　属
木村　英夫	旭が丘ファミリークリニック（鈴鹿市医師会）
玉田　浩也	玉田内科循環器内科（鈴鹿市医師会）
田中　英樹	田中内科医院（亀山医師会）
金兒　博司	鈴鹿中央総合病院（災害拠点病院）
荒木　朋浩	鈴鹿回生病院（災害医療支援病院）
谷川　健次	亀山市立医療センター（災害医療支援病院）

（敬称略・順不同）

政策２　医療・介護・健康
施策２-１　地域医療提供体制の確保

基本事業２　医療分野の人材確保

（担当課：総務企画課、健康増進課、地域保健課）

【主な取組内容】

１．保健師は、管内市、産業保健師等関係者と連携を図りながら、地域住民の心身の健康保持、増進、健康の回復、疾病予防を目的とし、家庭訪問、健康相談、集団検診、健康教育等を実施します。

２．看護業務・医療業務・栄養業務等に従事しようとする学生に対して実習指導を実施します。

１　保健師配置状況　(令和８年３月31日現在)

計	鈴鹿保健所	鈴鹿市	亀山市
69	9	46	14

２　看護学生等の実習指導

学校名	学生数	グループ数	実習日数
鈴鹿医療科学大学（保健師）	6	1	9
三重県立看護大学（保健師）	7	1	10
鈴鹿医療科学大学（管理栄養士）	6	1	5
名古屋文理大学（管理栄養士）	1	1	

３　医師臨床研修受け入れ状況

病院名	医師数	実習日数(1人あたり)
鈴鹿中央総合病院	3	4

基本事業５ 救急医療等の確保

（担当課：総務企画課）

【主な取組内容】

１．地域住民の救急医療を確保するため、市と協働して初期、二次救急医療機関体制の整備を行います。

２．病院（二次医療）と診療所（初期医療）との機能分化を推進するため、地域住民に対して啓発を行います。

３．救急告示医療機関との連携を進めます。

４．地域医療提供体制の整備を推進するため、日常の健康管理や適切な初期診療などを身近なところで提供する「かかりつけ医」を推進します。

５．医療法及び関係法令に基づき医療機関に対して立入検査等を行います。

１　地域救急医療対策事業

鈴鹿亀山地域内の救急医療体制の充実強化および救急業務の高度化を推進するため、関係機関等が救急医療体制等について協議し、地域の実情に即応した体制整備の推進を図ります。

（１）令和７年度鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会の開催

鈴鹿亀山地域の救急医療体制の充実・強化を目的として、関係機関等が救急医療体制等について協議し、地域の実情に即応した体制の整備とその積極的な推進を図るために開催します。

（構成員）鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿歯科医師会、亀山歯科医師会、鈴鹿亀山薬剤師会、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、鈴鹿市、亀山市、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、鈴鹿警察署、亀山警察署、鈴鹿地域防災総合事務所、鈴鹿保健所の代表者

開催日・場所	内　　容
令和８年３月16日 鈴鹿庁舎 第46会議室	（１）救急医療等活動報告 （ア）鈴鹿市応急診療所 利用状況 （イ）亀山市応急診療等状況 （ウ）鈴鹿市消防本部 救急出動状況等について （エ）亀山市消防本部 救急出動状況等について （２）部会活動報告 （ア）鈴鹿亀山地域ﾒﾃﾞｨｶﾙｺﾝﾄﾛｰﾙ協議会活動報告 （イ）鈴鹿亀山地域感染症等健康危機管理ﾈｯﾄﾜｰｸ会議活動報告 （ウ）鈴鹿亀山地域災害医療対策部会活動報告

2　救急告示医療機関

救急告示医療機関は、地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して認定しています。

（1）鈴鹿地域救急告示医療機関

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

名　　称	住　　所	電話番号
鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町字山之花 1275-53	059-382-1311
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1	059-375-1212
塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7	059-378-1417
高木病院	鈴鹿市高岡町 550	059-382-1385
村瀬病院	鈴鹿市神戸 3-12-10	059-382-0330
亀山市立医療センター	亀山市亀田町 466-1	0595-83-0990
川口整形外科	亀山市野村 4-4-19	0595-82-8721

3　医務

医療機関の適切な役割分担を促進します。

（1）施設数

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

	病院	一般診療所		歯　科診療所	助産所	施術所	歯　科技工所
		有床	無床				
計	13	8	170	96	7	152	27
鈴鹿市	10	6	136	81	6	133	22
亀山市	3	2	34	15	1	19	5

（「休止」「出張のみ」含む。）

（2）病床数（病院、診療所）

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

	病　　院						一般診療所病床(療養病床含む)
	計	精神病床	感染症病床	結核病床	一般病床	療養病床	
管内	2,328	539	0	0	1,395	394	98
鈴鹿市	2,083	539	0	0	1,305	239	65
亀山市	245	0	0	0	90	155	33

（３）医療関係者数

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
計	496	142	503	128	49	2,375	411	276	61
鈴鹿市	449	121	438	107	49	2,123	325	231	50
亀山市	47	21	65	21	0	252	86	45	11

医師、歯科医師、薬剤師については従事先の届出数、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士については就業届出数（令和４年 12 月 31 日現在）

４　立入検査状況（桑名保健所兼務職員により実施）

医療法及び関係法令に基づき、鈴鹿保健所管内の病院および診療所に立ち入り、法令等に規定された人員の配置や構造設備に関する検査を行い、適正かつ良質な医療を確保するための指導・助言を行います。

		対象施設数	立入検査実施数	実施率
病　院		13	13	100%
診療所	医　科	175	47	26.9%
	歯　科	94	21	22.3%

※　診療所の立入検査については、５年で一巡することを目標にしています。
対象施設数は、令和７年４月１日現在（休止除く。）。

施策２-２　感染症対策の推進

基本事業１　感染予防のための普及啓発の推進

（担当課：健康増進課）

【主な取組内容】

感染症の発生時に、県民の皆さんが正しい知識に基づいて行動できるよう、感染予防に関する普及啓発を行うとともに、感染症発生動向調査システム等を活用した、感染症発生情報の収集・解析、関係機関や県民の皆さんへの的確な情報発信に取り組みます。

１　感染症発生動向調査事業

感染症のまん延を防止するために感染症に関する情報を収集し、感染症サーベイランスシステムで感染症情報センターに報告します。情報収集箇所は、インフルエンザ／ＣＯＶＩＤ－19 定点医療機関 10 か所、小児科定点医療機関 6 か所、眼科定点医療機関 1 カ所、ＳＴＤ定点医療機関 2 か所、基幹定点医療機関 1 か所となっています。

２　1 類～5 類（全数）感染症の発生および検査の状況

（１）1 類・2 類感染症（結核を除く。）の発生件数

1 類・2 類感染症（結核を除く。）	0件

（２）3 類感染症の発生件数

腸管出血性大腸菌感染症	7 件

（３）4 類感染症の発生件数

Ｅ型肝炎	3 件
Ａ型肝炎	1 件
重症熱性血小板減少症候群（ＳＦＴＳ）	1 件
レジオネラ症	1 件

（４）5 類（全数）感染症の発生件数

アメーバ赤痢	1 件
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	3 件
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1 件
侵襲性肺炎球菌感染症	12 件
水痘（入院例に限る。）	2 件
播種性クリプトコックス症	2 件
梅毒	22 件
百日咳	199 件

（５）検疫所からの検疫通報および調査件数

通報件数	調査件数
0	0

（６）行政検査実施状況　延べ

計	腸管出血性大腸菌	麻しん	風しん	腸チフス	パラチフス
41	30	10	1	0	0

（７）病原体検査実施状況（感染症発生動向調査事業）

計	ＡＲＩ※	腸炎	手足口病	ヘルパンギーナ	伝染性紅斑	その他
228	138	58	9	11	3	9

※ＡＲＩ（Acute Respiratory Infection の略）：急性呼吸器感染症

基本事業２　感染症危機管理体制の整備

（担当課：健康増進課）

【主な取組内容】

新型インフルエンザや新たな感染症等、社会的影響の大きい感染症の発生に備え、医療機関や消防、警察、行政機関等の地域の関係機関で構成される感染症危機管理ネットワーク会議等を活用し、関係機関と連携しながら、感染拡大のフェーズに応じた体制整備や役割分担の明確化に取り組みます。

１　感染症等健康危機管理ネットワーク会議の開催

鈴鹿亀山地域における重大な感染症等の健康危機発生時に、健康被害を最小限に抑えるため、迅速かつ的確に対応できる体制の整備、充実を図ることを目的としています。

（構成員）鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿歯科医師会、亀山歯科医師会、鈴鹿亀山薬剤師会、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、鈴鹿市地域医療推進課、鈴鹿市防災危機管理課、鈴鹿市消防本部、亀山市健康政策課、亀山市防災安全課、亀山市消防本部、鈴鹿警察署、亀山警察署、鈴鹿地域防災総合事務所、鈴鹿保健所の代表者

ア　会議の開催

開催日	議　　題
令和７年 12 月 15 日	（１）管内の感染症発生状況について （２）新型インフルエンザ等対策市町行動計画の改定について （３）その他

基本事業３　感染症対応のための相談・検査の推進

（担当課：健康増進課）

【主な取組内容】

１．「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている感染症の発生を予防するとともに、患者が発生した場合、家族等の接触者に対して調査や検査を実施し、まん延を防止します。

２．エイズをはじめとする性感染症や特定感染症のまん延防止を図るため、知識の普及、啓発を行うとともに、検査、医療等の相談など総合的に事業を展開します。

３．結核患者の早期発見・早期治療のため、家族、接触者に対して健康診断を実施し、結核のまん延を防ぎます。また、結核患者の治療に対して公費負担を行います。

１　エイズおよび特定感染症対策

エイズに対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談及び抗体検査を実施します。また、希望者には、抗体検査時に特定感染症（梅毒・肝炎）の検査も実施します。

（１）相談、検査状況

	計	男	女
エイズ相談件数	105	87	18
エイズ検査件数	107	87	20

（２）相談・検査件数の推移

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談数	42	56	109	136	113
検査数	36	51	103	129	107

（３）特定感染症（梅毒、肝炎）検査件数

	計	男	女
梅毒	107	87	20
Ｂ型肝炎	107	87	20
Ｃ型肝炎	107	87	20

２　ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施し、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談や陽性者のフォローアップにより早期治療に繋げ、重症化予防を図ります。

同意者（令和８年３月31日現在）　：７名

検査費用助成申請件数（令和７年度）：０件

3　結核対策

結核患者に対する適正な医療を普及し、確実な治療への支援を行い、地域の実情に応じた結核対策を行うため、関係機関との協働を推進します。また、結核患者の人権に配慮しつつ、感染拡大の防止、患者の早期発見を目的に、患者・家族・接触者健診を実施し、患者管理の徹底に努めています。

（1）定期結核健康診断実施状況

（令和７年度）

区　分	保健所活動以外分			結　果	
	胸部Ｘ線撮影検査			結核患者数	患者発見率
	対象者数	受診者数	受診率		
事業者	10,091	9,864	97.8%	0	0.0
学校長	3,349	3,321	99.2%	0	0.0
施設長	1,322	1,276	96.5%	0	0.0
市町長	64,462	12,522	19.4%	0	0.0
計	79,224	26,983	34.1%	0	0.0

（2）結核統計

ア　新登録患者数

（　）は、感染性肺結核の再掲

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
鈴鹿市	21(7)	7(4)	16(5)	17(6)	16(7)
亀山市	7(2)	1(0)	4(0)	5(3)	7(3)
計	28(9)	8(4)	20(5)	22(9)	23(10)

イ　新登録患者数（活動性分類・年齢別）

（令和７年１月１日～令和７年 12 月 31 日）

病型別 / 年齢区分	計	肺結核活動性			肺外結核活動性	（別掲）潜在性結核感染症
		喀痰塗沫陽性	その他結核菌陽性	菌陰性・その他		
0～4	0	0	0	0	0	0
5～9	0	0	0	0	0	0
10～14	0	0	0	0	0	0
15～19	0	0	0	0	0	0
20～29	5	3	1	0	1	0
30～39	2	0	0	0	2	0
40～49	0	0	0	0	0	2
50～59	0	0	0	0	0	0
60～69	0	0	0	0	0	0
70～79	2	1	0	0	1	1
80～	14	6	3	1	4	5
計	23	10	4	1	8	8

ウ　登録患者および登録除外者の状況

令和 6 年末現在登録数	年内登録			年内登録除外	令和 7 年末現在登録数
	新規	転入	計		
43	31	1	32	25	50

（3）健康診断の実施状況

結核患者家族および接触者健診、管理検診を実施し、結核患者の早期発見、感染拡大防止に努めています。定期的に月 2 回実施する他、必要に応じて随時実施しています。

(令和 7 年度分集計)

区　　分	ツベルクリン反応	直接撮影	IGRA 検査	要医療	要観察
患者家族健診	0	3	33	0	0
接触者健診(家族以外)	0	17	480	13	5
管理検診	－	10	－	0	0

※検査方法に重複あり。

（4）結核医療事業

感染症法により、結核のまん延を防止するため必要があると認めるときは、患者を結核病床の有する病院へ入院することを勧告することができます。

これにより生じた治療に要する入院医療費、通院医療費は公費にて負担されます。治療の内容に関しては、随時、感染症診査協議会で診査し、医療の適正化を図ります。

ア　感染症診査協議会

(令和 7 年度分集計)

開催状況	開催回数	診査件数
感染症診査協議会（臨時）	9	10
感染症診査協議会（定例）	21	52

イ　感染症診査協議会委員名簿

役職	委員名	出身団体等名称
委員長	川上　恵基	鈴鹿中央総合病院
委 員	堀池　眞一郎	鈴鹿回生病院
委 員	木村　英夫	旭が丘ファミリークリニック
委 員	髙橋　佳紀	みずほ台クリニック
委 員	島村　元	島村社会保険労務士事務所
委 員	山中　秀志	人権擁護委員会

（敬称略・順不同）

ウ　結核医療費の状況(令和 7 年度分集計)

(ア)感染症法第 37 条の規定による結核医療費の被保険者等別公費負担の状況

	計	被用者保険		国民健康保険			後期高齢者医療制度	生活保護法	その他
		本人	家族	一般	退職本人	退職家族			
申請件数	26	2	0	0	0	0	22	0	2
承認件数	26	2	0	0	0	0	22	0	2

(イ)感染症法第 37 条の 2 の規定による結核医療費の被保険者等別公費負担の状況

	計	被用者保険		国民健康保険			後期高齢者医療制度	生活保護法	その他
		本人	家族	一般	退職本人	退職家族			
申請件数	37	4	3	4	0	0	23	2	1
承認件数	37	4	3	4	0	0	23	2	1

エ　病状別受療状況

(令和 7 年 12 月 31 日現在)

区分		計	活動性結核			肺外結核活動性	不活動性結核	活動性不明	(別掲)潜在性結核感染症
			登録時喀痰塗抹陽性	登録時その他結核菌陽性	登録時菌陰性・その他				
治療中	入院	4	3	0	0	1	0	0	0
	外来(他疾患入院)	3	0	1	0	2	0	0	0
	外来（通院）	2	0	0	1	1	0	0	2
治療なし		35	0	0	0	0	30	5	4
不明		0	0	0	0	0	0	0	0
計		44	3	1	1	4	30	5	6

（5）結核患者・家族指導

ア　指導状況

結核患者と家族、接触者に対する、療養や服薬、健診についての指導を行います。

（令和 7 年度)

	訪問指導	来所面接	電話相談
延件数	193	38	485

（6）結核対策特別推進事業

「患者の確実な治癒」をめざして、地域の関係者が連携し、患者の規則的な服薬が継続できるよう、地域での柔軟な患者支援を展開しています。

ア　地域 DOTS の実施状況

令和 7 年度 DOTS 実施件数（※主に実施したものを実件数として計上）

	対象者	訪問 DOTS	来所 DOTS	郵送 DOTS	電話 DOTS	薬局 DOTS
実件数	30	29	1	0	0	0
延件数	134	130	4	0	0	0

（令和 7 年度)

地域 DOTS 対象者	地域 DOTS 実施件数		
	タイプA	タイプB	タイプC
実人数	0	0	30

※服薬確認　タイプA：原則毎日 ／タイプB：週 1～2 回以上／タイプC：月 1～2 回以上

イ　地域 DOTS の体制推進

平成 25 年度から施設 DOTS を導入し、介護施設等に入所している対象者に DOTS が実施できるよう施設に協力を求め、対象者の生活状況に応じた DOTS 支援をめざしています。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
協力施設数	2	1	6	3	5
対象者数	2	1	6	3	12

ウ　院内 DOTS と地域 DOTS の連携と協力

医療機関と支援状況等を情報共有（DOTS カンファレンス）することにより、結核治療の完遂をめざします。

（令和 7 年度)

開催場所	参加回数	対象者数
三重中央医療センター	6	7

エ　コホート検討会の実施・出席

開催日・場所	対象者	参加者	内　容
令和７年 12 月 19 日 三重中央医療センター	9 名	三重中央医療センター関係者、県内保健所担当者、感染症対策課担当者	・三重県の結核の現状及び結核対策について ・コホート報告
令和８年３月２５日 三重県鈴鹿保健所	22 名	10 名 感染症診査協議会委員（医師、人権擁護委員等）、保健所関係者	・治療成績のコホート分析とその検討 ・地域の結核医療及び結核対策全般に関する課題について検討

施策２-３　介護の基盤整備と人材確保

基本事業１　介護施設サービスの充実

（担当課：総務企画課）

【主な取組内容】

特別養護老人ホーム等において、介護サービスを提供する施設に係る指定や変更の届出書等の受け付け業務を行っています。

１　老人福祉施設の整備状況　（令和８年４月１日現在）

（１）県指定介護保険施設数　（単位：施設）

施 設 種 別	設置数計	鈴鹿市	亀山市
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	18	13	5
介護老人保健施設（老人保健施設）	6	5	1

※施設設置数が「0」のサービスは掲載していません。

（２）高齢者の多様な住まい　（単位：施設）

施 設 種 別	設置数計	鈴鹿市	亀山市
養護老人ホーム	2	1	1
軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	3	3	0
有料老人ホーム	19	14	5

基本事業４　介護予防・生活支援サービスの充実

（担当課：総務企画課）

【主な取組内容】

訪問介護、通所介護等の各種介護保険サービスを提供する事業所に係る指定や変更の届出書等の受け付け業務を行っています。

※地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援（ケアマネジャー）、介護予防支援の各サービスは市町村指定であり、鈴鹿保健所管内では鈴鹿亀山地区広域連合が所管しています。

１　介護保険サービス提供基盤の整備状況　（令和８年４月１日現在）

（１）指定居宅サービス事業所数

（単位：施設）

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
訪問介護	77	59	18
訪問入浴介護	3	3	0
訪問看護	33	24	9
訪問リハビリテーション	4	3	1
居宅療養管理指導	0	0	0
通所介護	71	50	21
通所リハビリテーション	10	8	2
短期入所生活介護	20	14	6
短期入所療養介護	6	5	1
特定施設入居者生活介護	5	3	2
福祉用具貸与	15	11	4
特定福祉用具販売	15	11	4

（２）指定介護予防サービス事業所数

（単位：施設）

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
介護予防訪問入浴介護	2	2	0
介護予防訪問看護	28	19	9
介護予防訪問リハビリテーション	4	3	1
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	10	8	2
介護予防短期入所生活介護	20	14	6
介護予防短期入所療養介護	6	5	1
介護予防特定施設入居者生活介護	4	2	2
介護予防福祉用具貸与	15	11	4
特定介護予防福祉用具販売	15	11	4

施策２-４　健康づくりの推進

基本事業１　望ましい生活習慣の確立による健康づくりの推進

（担当課：健康増進課）

【主な取組内容】

１．市、企業、学校、NPO 並びに医師会など関係団体に対し、健康づくり活動の連携体制を確立するための働きかけを積極的に行います。

２．社会情勢に応じた地域保健活動を推進するため、地域や関係団体等の健康づくり担当者に対して研修会などを開催します。

３．給食施設を運営する事業者や「健康づくり応援の店」、三重とこわか食環境イニシアチブ参画事業者等と協働して、健康に配慮した食の提供を行えるよう、食環境の充実を図ります。

４．バランスのとれた望ましい食生活を営む力を身につけ、自分の健康に意識を持つ県民をつくるため、人材育成や栄養指導を行います。

１　健康づくり総合推進事業

三重の健康づくり基本計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、健康づくりに関する普及啓発を行うとともに各関係機関と連携し、地域住民が健康づくりに取り組むための環境整備を行います。

（１）研修会の開催

産業保健・学校保健・地域保健の関係者による健康づくりの取組を推進し、管内の健康指標のレベルアップを図ります。

開催日・場所	内　　容	参加者
令和８年２月２日 鈴鹿庁舎	鈴鹿地域うつ・自殺対策ネットワーク会議 支援者スキルアップ研修会 講演：「こころと身体の健康のために ～自殺の現状とその対策について～」 講師：南山大学　社会倫理研究所 准教授　森山　花鈴　氏	28 名
令和８年３月２日 鈴鹿庁舎	心のサポーター養成研修会 講演：①共通内容「心のサポーターの紹介、こころの病気の知識、こころの病気からの回復、身近な人をサポートする方法、４つのステップ、グループワーク」 ②選択内容　「摂食障害について」 講師：鈴鹿保健所職員	29 名

2）啓発活動の実施

啓発活動の取り組みとして、地域で開催される各種イベントへの参加、出前健康講座等を開催し、健康づくりについて広く PR に努めます。

イベント等における啓発

開催日・場所	事業名・参加者数	内　容
令和７年４月 20 日 鈴鹿サーキット	メーデーふれあい家族スタンプラリー 186 名	食生活、運動、禁煙、歯科､アルコール等の健康づくりに関する啓発
令和７年８月 30 日 富士フイルムマニュファクチャリング株式会社 鈴鹿事業所	感謝祭 257 名	
令和７年９月中 鈴鹿庁舎ロビー	健康増進普及月間における啓発	
令和７年 11 月８日 鈴鹿医療科学大学 白子キャンパス	碧鈴祭 300 名	
令和７年３月中 鈴鹿庁舎ロビー	女性の健康週間及び自殺対策強化月間、世界腎臓デーにおける啓発	

2　健康食育推進事業

県民が健康的な食生活が実践できるように、栄養バランスに対する理解や「食事バランスガイド」を活用した取組を具体的に啓発し、県民のライフステージに応じた食環境づくりを推進します。

（1）野菜フル 350 推進事業

県民に不足している野菜摂取について、1 日の野菜摂取量の目標量を 350ｇ（食事バランスガイドで副菜 5 つ）とし、野菜摂取の増加を推進します。

また、健康的な朝食習慣の定着及び野菜摂取不足の解消を図るため、朝食においては食事バランスガイドで副菜 1 つを摂取することを推進します。

ア　研修会の開催

開催日・場所	内　　容	参加者
令和７年５月 29 日 鈴鹿庁舎	（講演） 1　三重県の栄養課題について 2　災害時に発生する栄養問題と対処法について	44 名

イ　啓発・健康教育

開催日・場所	内　　容	啓発数
令和７年４月 20 日 鈴鹿サーキット	メーデーふれあい家族スタンプラリー（再掲）	186
令和７年６月 鈴鹿庁舎ロビー	食育月間の周知 野菜フル 350 の推進	100
令和７年８月 30 日 富士フイルムマニュファクチャリング株式会社 鈴鹿事業所	感謝祭（再掲）	257
令和７年６月、９月、 令和８年３月 健康づくり応援の店	野菜フル 350 の推進 ※啓発物品の配布について協力依頼	2,740
令和７年 11 月８日 鈴鹿医療科学大学 白子ｷｬﾝﾊﾟｽ	碧鈴祭（再掲）	300

３　栄養施行事務事業

（１）給食施設指導事業

健康増進法、健康増進法施行規則に基づき、給食施設の把握、給食施設における栄養管理・食育の充実に向けた指導助言を行うとともに、給食関係者の資質向上を図るため研修会を開催します。

ア　巡回指導等指導延施設数

施　設　区　分		施設数
特定給食施設数 （1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上）	①　知事指定施設	1
	②　①以外の特定給食施設	11
③　その他の給食施設数		9
計		21

イ　給食施設従事者研修会の開催

開催日・場所	内　　容	参加者
令和７年 12 月 12 日 鈴鹿庁舎	講演：「“食”でつなぐ支え合い ～能登半島地震の栄養・食支援に 学ぶ自助・共助の力～」 講師：鈴鹿医療科学大学　保健衛生学部 医療栄養学科　准教授　大槻　誠　氏	35 名

（2）人材育成・支援事業

地域で活動する食に関係する団体、食育関係者等に対して研修や情報発信等をとおして、地域リーダーの育成と活動の活性化に向けた支援を行います。

ア　地域活動栄養士研修会の開催

開催日・場所	内　　容	参加者
令和７年６月 20 日 鈴鹿庁舎	講演：「日本人の食事摂取基準（2025 年版） ～乳児・小児・妊婦・授乳婦について～」	４名

イ　地域活動栄養士会への活動支援

開催回数	延人員	会員数
８回	32 名	４名

ウ　地区組織活動支援

開催日	内　　容	参加者
令和７年５月 29 日 鈴鹿庁舎	講演：１　三重県の栄養課題について ２　災害時に発生する栄養問題と対処法について（再掲）	44 名

（3）栄養表示等相談・指導

食品表示法に基づく栄養成分表示、健康増進法第 43 条に基づく特別用途食品表示ならびに同法第 65 条の 1 に基づく誇大表示の禁止に関する相談や指導・助言を行います。

相談・指導件数	7

（4）栄養指導事業

健康増進法第 18 条に基づき栄養相談・指導を行います。

	個別指導延人員			集団指導延人員	
	栄養指導	（再掲） 病態別	（再掲） 訪問による	栄養指導	（再掲） 病態別
妊産婦	0	0	0	0	0
乳幼児	0	0	0	0	0
20 才未満	0	0	0	0	0
20 才以上	5	3	2	0	0

基本事業３　難病対策の推進

（担当課：総務企画課、衛生指導課、地域保健課、健康増進課）

【主な取組内容】

１．難病患者およびその家族の生活の質の向上を図ります。

２．Ｂ型・Ｃ型肝炎のウイルス除去を目的とするインターフェロン治療等にかかる医療費の助成をします。

３．小児慢性特定疾病の治療を必要とする児童の保護者等に対して治療費の一部給付等を行うことで、適切な医療が受けられるように支援します。

４．県民に臓器移植に対する理解と協力を求めるため、啓発事業を行います。

５．原子爆弾被爆者の健康管理や各種手当の支給等を実施します。

１　難病対策事業

難病患者の医療費助成や福祉サービスを支援します。

（１）特定医療費（指定難病）助成事業

指定された 348 疾病（令和 8 年 3 月 31 日現在）について、治療法の確立に向けた研究を行うとともに、その患者の医療保険の自己負担分の一部を公費負担することにより経済的負担を軽減し、治療を促進します。

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

番号	疾病名	受給者数
1	球脊髄性筋萎縮症	5
2	筋萎縮性側索硬化症	31
3	脊髄性筋萎縮症	1
4	原発性側索硬化症	0
5	進行性核上性麻痺	30
6	パーキンソン病	363
7	大脳皮質基底核変性症	10
8	ハンチントン病	3
9	神経有棘赤血球症	0
10	シャルコー・マリー・トゥース病	0
11	重症筋無力症	55
12	先天性筋無力症候群	0
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	67
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	14
15	封入体筋炎	1
16	クロウ・深瀬症候群	0
17	多系統萎縮症	11
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	64

番号	疾病名	受給者数
19	ライソゾーム病	1
20	副腎白質ジストロフィー	0
21	ミトコンドリア病	5
22	もやもや病	21
23	プリオン病	0
24	亜急性硬化性全脳炎	0
25	進行性多巣性白質脳症	0
26	HTLV-1 関連脊髄症	0
27	特発性基底核石灰化症	1
28	全身性アミロイドーシス	20
29	ウルリッヒ病	0
30	遠位型ミオパチー	1
31	ベスレムミオパチー	0
32	自己貪食空胞性ミオパチー	0
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	0
34	神経線維腫症	7
35	天疱瘡	7
36	表皮水疱症	0

番号	疾病名	受給者数
37	膿疱性乾癬（汎発型）	3
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	0
39	中毒性表皮壊死症	0
40	高安動脈炎	8
41	巨細胞性動脈炎	8
42	結節性多発動脈炎	2
43	顕微鏡的多発血管炎	19
44	多発血管炎性肉芽腫症	5
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	17
46	悪性関節リウマチ	2
47	バージャー病	1
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	5
49	全身性エリテマトーデス	103
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	54
51	全身性強皮症	59
52	混合性結合組織病	16
53	シェーグレン症候群	17
54	成人スチル病	10
55	再発性多発軟骨炎	2
56	ベーチェット病	13
57	特発性拡張型心筋症	60
58	肥大型心筋症	9
59	拘束型心筋症	0
60	再生不良性貧血	25
61	自己免疫性溶血性貧血	2
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	4
63	特発性血小板減少性紫斑病	45
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1
65	原発性免疫不全症候群	3
66	IgA 腎症	64
67	多発性嚢胞腎	28
68	黄色靭帯骨化症	28
69	後縦靭帯骨化症	105
70	広範脊柱管狭窄症	8

番号	疾病名	受給者数
71	特発性大腿骨頭壊死症	36
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	9
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	1
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	3
75	クッシング病	2
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	9
78	下垂体前葉機能低下症	37
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	0
80	甲状腺ホルモン不応症	0
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	0
82	先天性副腎低形成症	0
83	アジソン病	0
84	サルコイドーシス	33
85	特発性間質性肺炎	25
86	肺動脈性肺高血圧症	11
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	0
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	11
89	リンパ脈管筋腫症	3
90	網膜色素変性症	26
91	バッド・キアリ症候群	1
92	特発性門脈圧亢進症	0
93	原発性胆汁性胆管炎	21
94	原発性硬化性胆管炎	3
95	自己免疫性肝炎	13
96	クローン病	115
97	潰瘍性大腸炎	295
98	好酸球性消化管疾患	3
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	0
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0
101	腸管神経節細胞僅少症	0
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	0
103	CFC 症候群	0
104	コステロ症候群	0

番号	疾病名	受給者数
105	チャージ症候群	0
106	クリオピリン関連周期熱症候群	0
107	若年性特発性関節炎	5
108	TNF 受容体関連周期性症候群	0
109	非典型溶血性尿毒症症候群	1
110	ブラウ症候群	0
111	先天性ミオパチー	2
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	0
113	筋ジストロフィー	7
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	0
115	遺伝性周期性四肢麻痺	0
116	アトピー性脊髄炎	0
117	脊髄空洞症	3
118	脊髄髄膜瘤	0
119	アイザックス症候群	1
120	遺伝性ジストニア	0
121	神経フェリチン症	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	2
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0
126	ペリー症候群	0
127	前頭側頭葉変性症	6
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	0
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	0
130	先天性無痛無汗症	0
131	アレキサンダー病	1
132	先天性核上性球麻痺	0
133	メビウス症候群	0
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	0
135	アイカルディ症候群	0
136	片側巨脳症	0
137	限局性皮質異形成	0
138	神経細胞移動異常症	0

番号	疾病名	受給者数
139	先天性大脳白質形成不全症	0
140	ドラベ症候群	0
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0
142	ミオクロニー欠神てんかん	0
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0
144	レノックス・ガストー症候群	2
145	ウエスト症候群	1
146	大田原症候群	0
147	早期ミオクロニー脳症	0
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0
150	環状 20 番染色体症候群	0
151	ラスムッセン脳炎	0
152	ＰＣＤＨ19 関連症候群	0
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0
155	ランドウ・クレフナー症候群	0
156	レット症候群	0
157	スタージ・ウェーバー症候群	0
158	結節性硬化症	4
159	色素性乾皮症	0
160	先天性魚鱗癬	1
161	家族性良性慢性天疱瘡	0
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	4
163	特発性後天性全身性無汗症	0
164	眼皮膚白皮症	0
165	肥厚性皮膚骨膜症	0
166	弾性線維性仮性黄色腫	1
167	マルファン症候群	4
168	エーラス・ダンロス症候群	0
169	メンケス病	0
170	オクシピタル・ホーン症候群	0
171	ウィルソン病	0
172	低ホスファターゼ症	1

番号	疾病名	受給者数
173	VATER 症候群	0
174	那須・ハコラ病	0
175	ウィーバー症候群	0
176	コフィン・ローリー症候群	0
177	ジュベール症候群関連疾患	0
178	モワット・ウィルソン症候群	0
179	ウィリアムズ症候群	0
180	ＡＴＲ－Ｘ症候群	0
181	クルーゾン症候群	0
182	アペール症候群	0
183	ファイファー症候群	0
184	アントレー・ビクスラー症候群	0
185	コフィン・シリス症候群	0
186	ロスムンド・トムソン症候群	0
187	歌舞伎症候群	0
188	多脾症候群	0
189	無脾症候群	0
190	鰓耳腎症候群	0
191	ウェルナー症候群	0
192	コケイン症候群	0
193	プラダー・ウィリ症候群	0
194	ソトス症候群	0
195	ヌーナン症候群	0
196	ヤング・シンプソン症候群	0
197	１p36 欠失症候群	0
198	４p 欠失症候群	1
199	５p 欠失症候群	0
200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	0
201	アンジェルマン症候群	0
202	スミス・マギニス症候群	0
203	22q11.2 欠失症候群	0
204	エマヌエル症候群	0
205	脆弱Ｘ症候群関連疾患	0
206	脆弱 X 症候群	0

番号	疾病名	受給者数
207	総動脈幹遺残症	0
208	修正大血管転位症	1
209	完全大血管転位症	1
210	単心室症	0
211	左心低形成症候群	0
212	三尖弁閉鎖症	0
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0
215	ファロー四徴症	4
216	両大血管右室起始症	0
217	エプスタイン病	0
218	アルポート症候群	0
219	ギャロウェイ・モワト症候群	0
220	急速進行性糸球体腎炎	3
221	抗糸球体基底膜腎炎	1
222	一次性ネフローゼ症候群	45
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	0
224	紫斑病性腎炎	2
225	先天性腎性尿崩症	0
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	0
227	オスラー病	10
228	閉塞性細気管支炎	0
229	肺胞蛋白症 （自己免疫性又は先天性）	1
230	肺胞低換気症候群	0
231	α1－アンチトリプシン欠乏症	0
232	カーニー複合	0
233	ウォルフラム症候群	0
234	ペルオキシソーム病 （副腎白質ジストロフィーを除く）	0
235	副甲状腺機能低下症	0
236	偽性副甲状腺機能低下症	0
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0
238	ビタミンＤ抵抗性くる病/骨軟化症	1
239	ビタミンＤ依存性くる病/骨軟化症	0
240	フェニルケトン尿症	1

番号	疾病名	受給者数
241	高チロシン血症１型	0
242	高チロシン血症２型	0
243	高チロシン血症３型	0
244	メープルシロップ尿症	0
245	プロピオン酸血症	0
246	メチルマロン酸血症	0
247	イソ吉草酸血症	0
248	グルコーストランスポーター1 欠損症	0
249	グルタル酸血症１型	0
250	グルタル酸血症２型	0
251	尿素サイクル異常症	1
252	リジン尿性蛋白不耐症	0
253	先天性葉酸吸収不全	0
254	ポルフィリン症	2
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	0
256	筋型糖原病	0
257	肝型糖原病	1
258	ガラクトース－1－リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0
260	シトステロール血症	0
261	タンジール病	1
262	原発性高カイロミクロン血症	0
263	脳腱黄色腫症	0
264	無βリポタンパク血症	0
265	脂肪萎縮症	0
266	家族性地中海熱	1
267	高ＩｇＤ症候群	0
268	中條・西村症候群	0
269	化膿性無菌性関節炎･壊疽性膿皮症･アクネ症候群	0
270	慢性再発性多発性骨髄炎	0
271	強直性脊椎炎	8
272	進行性骨化性線維異形成症	0
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0
274	骨形成不全症	0

番号	疾病名	受給者数
275	タナトフォリック骨異形成症	0
276	軟骨無形成症	1
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	1
278	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）	0
279	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）	0
280	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）	0
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	0
282	先天性赤血球形成異常性貧血	0
283	後天性赤芽球癆	0
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血	0
285	ファンコニ貧血	0
286	遺伝性鉄芽球性貧血	0
287	エプスタイン症候群	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	2
289	クロンカイト・カナダ症候群	0
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	0
292	総排泄腔外反症	0
293	総排泄腔遺残	0
294	先天性横隔膜ヘルニア	0
295	乳幼児肝巨大血管腫	0
296	胆道閉鎖症	2
297	アラジール症候群	0
298	遺伝性膵炎	0
299	嚢胞性線維症	0
300	ＩｇＧ４関連疾患	10
301	黄斑ジストロフィー	0
302	レーベル遺伝性視神経症	0
303	アッシャー症候群	0
304	若年発症型両側性感音難聴	0
305	遅発性内リンパ水腫	0
306	好酸球性副鼻腔炎	30
307	カナバン病	0
308	進行性白質脳症	0

番号	疾病名	受給者数
309	進行性ミオクローヌスてんかん	0
310	先天異常症候群	0
311	先天性三尖弁狭窄症	0
312	先天性僧帽弁狭窄症	0
313	先天性肺静脈狭窄症	0
314	左肺動脈右肺動脈起始症	0
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／ＬＭＸ１Ｂ関連腎症	0
316	カルニチン回路異常症	0
317	三頭酵素欠損症	0
318	シトリン欠損症	0
319	セピアプテリン還元酵素（ＳＲ）欠損症	0
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	0
321	非ケトーシス型高グリシン血症	0
322	β―ケトチオラーゼ欠損症	0
323	芳香族Ｌ－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0
324	メチルグルタコン酸尿症	0
325	遺伝性自己炎症疾患	0
326	大理石骨病	0
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る）	1
328	前眼部形成異常	0
329	無虹彩症	1
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	0
331	特発性多中心性キャッスルマン病	4
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	0
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0
334	脳クレアチン欠乏症候群	0
335	ネフロン癆	0
336	家族性低βリポタンパク血症１（ホモ接合体）	0
337	ホモシスチン尿症	0
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	0
339	MECP2 重複症候群	0
340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む）	1
341	TRPV4 異常症	0
342	LMNB1 関連大脳白質脳症	0
343	PURA 関連神経発達異常症	0
344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	0
345	乳児発症 STING 関連血管炎	0
346	原発性肝外門脈閉塞症	0
347	出血性線溶異常症	0
348	ロウ症候群	0
	総　　計	2,287

＊平成 27 年 1 月 1 日から、難病の患者に対する医療等に関する法律が施行された。
＊平成 30 年 4 月 1 日から、330 疾病から 331 疾病に疾病数が拡大された。
＊令和元年 7 月 1 日から、331 疾病から 333 疾病に疾病数が拡大された。
＊令和 3 年 11 月 1 日から、333 疾病から 338 疾病に疾病数が拡大された。
＊令和 6 年 4 月 1 日から、338 疾病から 341 疾病に疾病数が拡大された。
＊令和 7 年 4 月 1 日から、341 疾病から 348 疾病に疾病数が拡大された。

（２）先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場にかんがみ、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより経済的負担を軽減し治療を促進します。

(令和８年３月31日現在)

疾　　患　　名	受給者証交付件数
第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症	1
第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症	0
第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症	0
第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症	0
第Ⅷ因子欠乏症（血友病Ａ）	3
第Ⅸ因子欠乏症（血友病Ｂ）	3
第Ⅹ因子（スチュアートプラウア因子）欠乏症	0
第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症	0
Von Willebrand（フォン・ヴィルブランド）病	3
第ⅪⅠ因子（ＰＴＡ）欠乏症	0
第ⅪⅡ因子（ヘイグマン因子）欠乏症	0
計	10

（３）肝炎治療特別促進事業

Ｂ型・Ｃ型ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療、Ｂ型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療並びにＣ型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロンフリー治療にかかる医療保険の自己負担分の一部を公費で助成します。

公費負担医療受給状況（令和７年度）

インターフェロンフリー治療受給者数	10
核酸アナログ製剤治療受給者数（新規）	8
核酸アナログ製剤治療受給者数（更新）	149
合　　計	167

2　難病在宅ケア事業

保健、医療および福祉の各関係機関が相互に連携し、難病患者の療養生活を支援するとともに適切なサービスを提供できるように地域支援体制の整備を図ります。

（1）鈴鹿地域難病地域ケア会議の開催

難病患者に対して、在宅療養生活の支援システムを構築し、関係諸機関と連携を深めるとともに、地域住民に対して疾患の理解と早期発見・早期治療のための普及啓発を行い、地域に根ざしたネットワークづくりを目的として、鈴鹿地域難病地域ケア会議を設置しています。

開催日　・　議　題	構成機関
【開催日】令和８年３月５日 【議　題】 (１)三重県の難病対策について (２)三重県難病診療連携コーディネーターの活動について (３)三重県難病相談支援センターの活動について (４)鈴鹿保健所の難病対策の取組状況について (５)意見交換 「在宅人工呼吸器装着患者の災害対策について」 「療養生活おたずね票から見えた現状について」	鈴鹿市医師会・亀山医師会・鈴鹿歯科医師会・亀山歯科医師会・鈴鹿亀山薬剤師会・鈴鹿病院・鈴鹿中央総合病院・亀山市立医療センター・鈴鹿回生病院・村瀬病院・三重県訪問看護ステーション協議会　鈴亀地区・三重県介護支援専門員協会　鈴亀支部・鈴鹿市社会福祉協議会・亀山市社会福祉協議会・鈴鹿亀山地区広域連合・鈴鹿市健康福祉部（障がい福祉課・長寿社会課）・鈴鹿市危機管理部（防災危機管理課）・亀山市健康福祉部（地域福祉課）・亀山市防災安全課・三重大学医学部附属病院・三重県難病相談支援センター・三重県医療保健部健康推進課・鈴鹿保健所

（２）医療相談事業

難病患者およびその家族の病気や療養上の悩みや不安を解消し、生活の質の向上を図ることを目的として、専門医師等による相談・指導を行います。

開催日時・場所	内　　容	参加人数
令和７年 11 月５日 鈴鹿庁舎 第 41・46 会議室	難病医療相談会 １　対象者 鈴鹿保健所管内で特定医療費助成を受給している筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、多系統萎縮症患者及び家族 ２　相談員 独立行政法人国立病院機構　鈴鹿病院 神経内科医師、看護師、理学療法士　各１名	計 ４組４名

（３）相談および家庭訪問

難病患者やその家族が抱える日常生活および療養上の問題についての相談や必要に応じて家庭訪問を行います。

	延べ数（件）
電話による相談件数	41
来所による相談件数	17
家庭訪問件数	26

（4）人材育成

パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の神経難病患者やその家族の多様かつ個別のニーズに応え、在宅療養を支えていくためには、専門職による支援が必要です。

このことから、地域で患者の在宅療養に関わる保健、医療および福祉関係職員等を対象に、資質の向上を目的として研修を行います。

開催日時・場所	参加人数	内　　容
【開催日】 令和８年２月26日 【開催場所】 独立行政法人国立病院機構　鈴鹿病院	対面参加 14名 ｵﾝﾗｲﾝ参加 45回	神経・筋難病医療福祉従事者研修会 １　グループワーク 「患者・家族支援の悩みごとや困ったこと、心に残ったこと等話してみよう」 ２　「パーキンソン病の病態、予後」 ３　「社会資源の活用について」 (講師) 独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院 脳神経内科医長、地域医療連携係長、言語聴覚士、脳神経内科部長、医療社会事業専門員

3　小児慢性特定疾病医療費助成事業

小児の慢性疾病のうち国が定めた特定疾病は、極めて治療が困難で、長期にわたる治療を必要とするため、医療費の負担も高額となります。当該疾病の治療方法に関する研究等に資する医療給付を行うことで、小慢児童等家庭の経済的負担を軽減し、健全な育成を図ります。

（令和８年３月31日現在）

疾　病　区　分	計	鈴鹿市	亀山市
悪性新生物	32	26	6
慢性腎疾患	11	7	4
慢性呼吸器疾患	9	5	4
慢性心疾患	43	27	16
内分泌疾患	30	25	5
膠原病	10	5	5
糖尿病	20	15	5
先天性代謝異常	4	3	1
血友病等血液疾患	8	7	1
免疫疾患	1	1	0
神経・筋疾患	34	25	9
慢性消化器疾患	17	14	3
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	8	7	1
皮膚疾患	4	3	1
骨系統疾患	5	4	1
脈管系疾患	1	1	0
計	237	175	62

4　臓器移植啓発事業

臓器提供に関する正しい知識の普及啓発を行い、臓器提供意思表示カードの推進を図ります。

（１）臓器提供の普及啓発

骨髄バンクのイベントにあわせて、リーフレットの配布等で普及啓発を行います。

（２）臓器提供意思表示カードの配布

鈴鹿保健所の窓口において、臓器提供意思表示カードを配布します。



5　原子爆弾被爆者対策事業

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、被爆者健康手帳所持者等の健康管理のため、毎年２回の定期健康診断および希望者に対して、がん検診を実施します。また、同法に基づく各種手当を対象者に支給します。

（１）被爆者健康手帳所持者

(令和８年３月31日現在)

	計	鈴鹿市	亀山市
所持者数	27	23	4

（２）被爆者健康診断受診状況

ア　定期健康診断受診者数　（令和７年度）

	健診期間	受診者数
第１回	令和７年　５月19日～ ７月 11日	12
第２回	令和７年10月14日～12月 15日	9

イ　がん検診受診者数　（令和７年度）

	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	多発性骨髄腫	大腸がん
受診者数	1	0	1	1	1	1

（３）各種手当受給状況

(令和８年３月31日現在)

手当名等	支給対象者数
医療特別手当	2
特別手当	0
小頭症手当	0
健康管理手当	17
保健手当（一般）	1
保健手当（増額）	0
介護手当（重度）	0
介護手当（中度）	0
家族介護手当	0

（令和７年度）

手当名等	支給対象者数
葬祭料	1

政策３　暮らしの安全
施策３-４　食の安全・安心と暮らしの衛生の確保

基本事業１　食品と生活衛生営業施設等の衛生確保

【主な取組内容】

１．「三重県食品監視指導計画」に基づき、監視指導、収去検査および食品表示の適合性の確認等を計画的に実施するとともに、HACCP に沿った食品等事業者による衛生管理を促進するため個々の事業者の規模や取扱い食品に応じた指導・助言を行います。

２．生活衛生関係事業者に対し、監視指導をとおして施設における適正な衛生管理を継続して確認していくとともに、講習会等の実施により事業者の自主的な取組の促進を図っていきます。

３．理容・美容所等の立入調査や旅館の監視指導を行います。

1　食品衛生

　食品による危害の発生を防止するため、食品衛生法に基づく許可営業施設等に対する監視指導の実施と流通食品等の収去検査を行います。

　また、食品取扱い者及び消費者に対して衛生講習を行うなど、食品衛生思想の普及啓発を行い、食品衛生指導員による自主活動を推進し、食中毒の予防に努めます。

（1）食品関係営業施設数

ア　改正前食品衛生法（旧法）第 52 条による許可施設

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

業　　種	計
飲食店営業	290
菓子製造業	40
乳処理業	0
乳製品製造業	0
魚介類販売業	12
魚介類せり売営業	0
魚肉ねり製品製造業	0
食品の冷凍又は冷蔵業	1
缶詰又は瓶詰食品製造業	0
喫茶店営業（内数：自動販売機）	14(13)
あん類製造業	0
アイスクリーム類製造業	1
食肉処理業	3
食肉販売業	12
食肉製品製造業	0
みそ製造業	0
しょうゆ製造業	0
ソース類製造業	1
酒類製造業	0
豆腐製造業	1
めん類製造業	0
そうざい製造業	2
添加物製造業	1
清涼飲料水製造業	3
氷雪製造業	0
計	381

イ　食品衛生法（新法）第 55 条による許可施設

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

業　　種	計
飲食店営業	1,904
調理機能を有する自動販売機による営業	26
食肉販売業	54
魚介類販売業	58
魚介類競り売り営業	1
乳処理業	0
食肉処理業	4
菓子製造業	240
アイスクリーム類製造業	3
乳製品製造業	2
清涼飲料水製造業	3
食肉製品製造業	3
水産製品製造業	4
氷雪製造業	0
液卵製造業	0
食用油脂製造業	0
みそ又はしょうゆ製造業	2
酒類製造業	1
豆腐製造業	1
納豆製造業	0
麺類製造業	6
そうざい製造業	39
複合型そうざい製造業	3
冷凍食品製造業	2
複合型冷凍食品製造業	1
漬物製造業	9
密封包装食品製造業	3
食品の小分け業	4
添加物製造業	1
計	2,374

ウ　食品衛生法（新法）第 57 条による届出施設

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

業　　種	計
魚介類販売（包装）	28
食肉販売業（包装）	38
乳類販売業	93
氷雪販売業	1
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	707
弁当販売業	32
野菜果物販売業	31
米穀類販売業	14
通信販売・訪問販売による販売業	2
コンビニエンスストア	120
百貨店、総合スーパー	79
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機以外）	98
その他の食料・飲料販売業	366
添加物製造・加工業	3
いわゆる健康食品の製造・加工業	1
コーヒー製造・加工業（飲料以外）	23
農産保存食料品製造・加工業	12
調味料製造・加工業	4
糖類製造・加工業	1
精穀・製粉業	2
製茶業	33
海藻製造・加工業	1
卵選別包装業	6
その他食料品製造・加工業	57
行商	8
集団給食施設	124
器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂）	7
露店、仮店舗等における飲食提供のうち、営業とみなされないもの	0
その他	3
計	1,894

エ　監視指導状況

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

ランク（監視目安）	対象施設数	監視件数
A（年 1 回監視）	124	148
B（必要に応じて）	123	111
C（必要に応じて）	2,418	770
D（必要に応じて）	2,069	167

オ　食品等の収去及び拭き取り検査結果

検査結果 / 収去検体		試験した収去検体数	不適検体数	不適理由（延数）							
				細菌数等	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗菌性物質	カビ毒	その他＊
魚介類		10	2	0	0	0	0	0	0	0	2
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品（缶詰・びん詰を除く。）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肉卵類及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生乳		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛乳		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）		9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子類		12	2	0	0	0	0	0	0	0	2
清涼飲料水		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒精飲料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
缶詰・びん詰食品		7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品		131	6	0	0	0	0	0	0	0	6
添加物	化学的合成品及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
拭き取り		51	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		224	10	0	0	0	0	0	0	0	10

＊その他は三重県衛生管理指標に不適合であったものです。

カ　食品表示の監視指導実施状況

	件数	不適数
監視数（店舗数）	139	2
収去食品確認実績（食品数）	10	0

（2）食中毒予防

食中毒事件が発生した場合、危害の拡大防止、再発防止のために原因究明の調査・指導を行います。

ア　食品衛生月間における啓発活動

厚生労働省は、8 月を食品衛生月間と定め、全国的に食品衛生思想の普及・啓発をより一層強力に推進しており、その一環として啓発活動を行います。

実 施 日	実施場所	実施内容
令和 7 年 8 月 1 日 ～8 月 29 日	鈴鹿庁舎 1 階 ロビー付近 2 階保健所窓口	月間啓発用のぼり旗の設置、ポスターの掲示、啓発資材の配布
令和 7 年 8 月 26 日	鈴鹿ハンター 1 階サブコート	月間啓発用のぼり旗の設置、ポスターの掲示、啓発資材の配布、食品衛生クイズの実施、食品衛生相談窓口の設置

イ　食中毒事故発生件数

0 件

ウ　調理師および製菓衛生師免許取得状況

	免許申請者数
調理師	33
製菓衛生師	7

2　生活衛生

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場等日常生活に密着した営業施設に対して衛生水準の維持向上を図るため、施設の監視指導を行います。

（1）生活衛生関係営業施設・調査監視数

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

施 設 名		施設数	調査監視件数
理容所		200	1
美容所		554	32
クリーニング所	工場	27	0
	取次所	60	－
旅館		59	20
公衆浴場		29	6
興行場		6	0
計		935	59

基本事業２　医薬品等の安全な製造・供給の確保

（担当課：衛生指導課）

【主な取組内容】

１．薬局や医薬品販売施設等の監視指導の充実や自主管理体制の促進を図ります。

２．毒物劇物製造施設等の監視指導を実施し、毒物劇物の安全な取扱いを推進するとともに事故の発生防止に努めます。

３．「愛の血液助け合い運動」をはじめとするキャンペーンに取り組み、献血思想の普及啓発等による献血の推進を図り県内で必要な血液を確保します。

４．骨髄バンク普及啓発およびドナー登録の推進を図り、新規ドナー登録者を確保します。

１　薬事

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「毒物及び劇物取締法」等に基づき、医薬品等の製造、流通、消費に至るまで保健衛生上の見地から監視指導を実施します。

（１）薬事関係施設数

（令和８年３月31日現在）

施　設　名			計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数
薬局			114	91	23	92
薬局医薬品製造業			3	3	0	2
薬局医薬品製造販売業			3	3	0	2
医薬品	店舗販売業		53	42	11	27
	卸売販売業		12	10	2	7
	特例販売業		1	0	1	0
医療機器	販売業	高度管理医療機器等	113	89	24	70
		管理医療機器	620	489	131	171
	貸与業	高度管理医療機器等	45	35	10	33
		管理医療機器	55	46	9	25
毒物劇物	製造業		7	2	5	3
	輸入業		1	0	1	1
	販売業	一般	52	39	13	26
		農業用品目	25	20	5	0
		特定品目	1	1	0	0
	要届出業務上取扱者		1	0	1	1
計			1,106	870	236	460

2　献血推進

医療に必要な血液製剤をすべて自国の献血で確保する体制を早期に確立するため、献血思想の普及、献血組織の充実に努め、特に輸血医療の安全性向上の面から、400 mL 献血の促進を図ります。

また、少子高齢化により献血可能人口の減少が懸念されることから管内高校等を訪問し、将来の献血を担う若年層への普及啓発に取り組みます。

（1）献血推進ページェントの実施

実施日	場　所	実施内容	献血者数
令和７年７月３日	亀山市役所	街頭献血及び啓発資材の配布	51
令和７年８月 10 日	イオンモール鈴鹿	街頭献血及び街頭啓発の実施	54
令和７年８月 26 日	鈴鹿ハンターショッピングセンター	街頭献血及び街頭啓発の実施	34
令和７年 11 月１日	鈴鹿工業高等専門学校	街頭献血及び街頭啓発の実施	51
令和７年 11 月９日	鈴鹿医療科学大学	街頭献血及び街頭啓発の実施	28
令和８年２月３日	亀山市役所	街頭献血及び街頭啓発の実施	39
令和８年３月１日	イオンモール鈴鹿	街頭献血及び街頭啓発の実施	47

（2）移動採血車による献血者数

	400mL 献血（人数）	献血バス稼働数（台）
鈴鹿市	4,174	93.8
亀山市	589	15.9
計	4,763	109.7

（3）管内高等学校等の訪問数

訪問数	12

3　骨髄バンク事業

白血病や再生不良性貧血など血液難病の患者にとって生への希望である骨髄バンクが円滑に実施されるよう、骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発を行い、骨髄提供希望者登録（ドナー登録）の推進を図ります。

（1）骨髄提供登録受付業務

鈴鹿保健所において事前予約により登録受付を実施します。

登録者数	0

（2）休日臨時ドナー登録受付の実施

臨時登録窓口を開設し、登録受付を実施します。

登録者数	25

基本事業３　人と動物の共生環境づくり

（担当課：衛生指導課）

【主な取組内容】

１．　狂犬病及び犬による危害を防止するため、野犬等の捕獲、抑留ならびに飼い犬の引取りを行います。

２．　動物の適正飼養の普及啓発を進め、動物に対する正しい理解のもとに生命を尊重する精神を育むために、「動物愛護ポスター展」や「犬との接し方教室」等を実施します。

３．「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、動物取扱業の登録事務や飼養施設の監視指導を実施します。

１　狂犬病予防等

「狂犬病予防法」、「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、野犬の捕獲、並びに犬や猫の引取りを行います。

犬捕獲等業務及び猫収容等業務　(令和８年３月31日現在)

	捕獲数	引取数		負傷等収容数	返還数	処分数	譲渡数
		飼主	飼主不明				
犬	13	0	34	1	48	0	0
猫		0	2	8	0	0	17

事故届出

咬傷犬	15件

２　特定動物の飼養状況

哺乳類・鳥類・爬虫類の中で、人の生命・身体・財産に侵害を与えるおそれのある動物の飼養には「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく許可が必要です。

(令和８年３月31日現在)

飼育場所	種　類	数	目　的
鈴鹿市	ニホンザル	３匹	展　示
鈴鹿市	イヌワシ	１羽	愛がん

3　犬および猫の飼育に関する苦情受付件数

(令和８年３月31日現在)

計		飼い方指導（糞尿・放し飼い・鳴き声等）	野犬・放浪犬保護依頼	TNR依頼	負傷・死亡収容依頼	引取り依頼	失踪照会	その他
犬	133	41	20		1	21	45	5
猫	237	10		21	18	18	66	104
その他の動物	19	1			0	2	3	13

4　動物愛護の絵・ポスター展

毎年、９月20日から26日に定められている動物愛護週間行事の一環として各小学校、中学校の児童、生徒を対象に動物愛護の絵・ポスターを募集します。

（１）動物愛護の絵・ポスター応募枚数

	計	鈴鹿市	亀山市
小学校	1,568	1,564	4
中学校	270	270	0

5　動物取扱業の登録状況

「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、動物の販売等を営む事業所は登録が必要です。

（１）登録状況

(令和８年３月31日現在)

業　種	施設数	販売	譲渡	保管	貸出	訓練	展示
第一種登録数	106	52		59	2	6	11
監視数		24		12	0	0	6
第二種登録数	4		5	1	0	0	0

基本事業４　薬物乱用防止対策の推進

（担当課：衛生指導課）

【主な取組内容】

１．不正けし等について民間団体等と協働して発見、除去に取り組みます。

２．薬物乱用の未然防止を図るため、街頭における啓発活動等を実施します。

３．医療機関や麻薬小売業者等への立入検査を実施し、麻薬および向精神薬の適正使用と適正な管理を指導します。

１　不正けし等の発見、除去

不正栽培の防止および自生している不正大麻・けしを撲滅するために自生けし等の除去を行います。

（１）　県民参加による不正大麻・けしクリーンアップ運動

関係機関、薬物乱用防止指導員、市、自治会等民間団体と連携し、不正大麻・けしについて、県民に対し幅広く正しい知識の普及を図るとともに、自生けし等の除去を行います。

（運動期間：毎年４月１日から６月 30 日まで）

除去活動協力団体	活動回数・除去本数
鈴鹿市保護司会 亀山保護司会 鈴鹿亀山薬剤師会 ライオンズクラブ ロータリークラブ　　他	活動日数　　24 日 除去箇所　　77 か所 除去本数　　14,285 本

2　薬物乱用防止対策

覚醒剤、麻薬、大麻、危険ドラッグなどの薬物乱用は本人の心身に害を及ぼすことはもちろんのこと、凶悪犯罪を誘発するなど社会的、経済的にも計り知れない害悪を及ぼします。特に、最近の厳しい薬物情勢に対処するため薬物乱用防止のため啓発活動に取り組みます。

（1）「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーンの実施

国連の薬物乱用問題への取り組みのひとつである「国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として本運動を行い、青少年を主体に広く県民に薬物の恐ろしさ、乱用防止の大切さを強く訴え、乱用撲滅への県民の合意を形成するとともに意識の高揚を図ります。

（運動期間：毎年６月 20 日から７月 19 日まで）

ア　街頭キャンペーンの実施

鈴亀地区薬物乱用防止指導者協議会の協力を得て街頭キャンペーンを実施します。

実 施 日	実施場所	実施内容
令和７年６月 20 日 ～7 月 19 日	鈴鹿庁舎 １Ｆ入り口付近	月間啓発用の懸垂幕及びのぼり旗の設置、啓発資材配布
令和７年７月１日	近鉄白子駅、ＪＲ亀山駅、井田川駅他	啓発資材配布
令和７年７月 13 日	三重交通Ｇ・スポーツの杜・鈴鹿	式典
令和６年７月 14 日	三重交通Ｇ・スポーツの杜・鈴鹿	啓発資材配布

（2）麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施

麻薬・覚醒剤等の乱用による危害を広く県民に周知し、県民一人ひとりの認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の根絶を図ります。

（運動期間：毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日まで）

ア　ポスター等による啓発活動の実施

三重県が募集した「薬物乱用防止」ポスターの応募数

	計	鈴鹿市	亀山市
中学校	516	455	61
高等学校	0	0	0

三重県が募集した「薬物乱用防止」ポスター展

鈴亀地区薬物乱用防止指導者協議会の協力を得てポスター展示を実施します。

実施期間	場　所	実施内容
令和７年 11 月６日 ～11 月 11 日	イオンモール鈴鹿	「薬物乱用防止」入賞ポスターの展示
令和８年１月 30 日 ～２月９日	鈴鹿ハンター ショッピングセンター	「薬物乱用防止」応募ポスターの展示 （鈴鹿地区）
令和８年２月 25 日 ～３月３日	亀山エコータウン	「薬物乱用防止」応募ポスターの展示 （亀山地区）

3　麻薬等関係施設等

（令和８年３月 31 日現在）

施　設　等		計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数
麻薬小売業者		103	83	20	91
麻薬診療施設	病院	13	10	3	20
	診療所	63	53	10	0
	歯科診療所	0	0	0	0
	家畜診療所	16	14	2	3
麻薬研究者		5	4	1	4
覚醒剤研究者		2	2	0	4
覚醒剤原料研究者		0	0	0	0
覚醒剤原料取扱者		1	1	0	2
計		203	167	36	124

Ⅲ　共生社会の実現
政策１３　福祉
施策１３-１　地域福祉の推進

基本事業１　地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供
（担当課：総務企画課）
【主な取組内容】
　地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員活動の円滑な推進を図ることを目的として、民生委員児童委員協議会に対して支援を行います。

１　民生委員・児童委員
民生委員・児童委員の定数　（令和７年 12 月１日～）

定数／市名	民生委員・児童委員	主任児童委員	計
鈴鹿市	343	33	376
亀山市	94	11	105
管内計	437	44	481

・令和７年 12 月１日に一斉改選が行われ、任期は３年です。

基本事業 2　生きづらさを抱える人の支援体制づくり

（担当課：健康増進課）

【主な取組内容】

1. 県民がこころの健康づくりの重要性を認識し、自ら実践することができるようにするため、こころの健康に関する啓発を行います。
2. 身近なところでこころの健康づくりを支援できるよう、職域、学校、地域機関等と協働して、支援体制を整備します。

1　自殺対策事業

啓発および住民に身近な健康づくりを担う各市・市民団体の後方支援と人材育成を行います。

（1）啓発活動の実施

開催日・場所	内　　容	啓発数
令和 7 年 9 月 12 日 近鉄白子駅前西口 ﾛｰﾀﾘｰ 及び近鉄平田町駅前 ﾛｰﾀﾘｰ	鈴鹿市との協働による街頭啓発 のぼりの掲揚、啓発物品等の配布	800
令和 7 年 8 月 30 日 富士フイルムマニュファクチャリング株式会社 鈴鹿事業所	富士フイルムマニュファクチャリング感謝祭 自殺予防にかかるパンフレット及び 啓発物品の配布	257
令和 8 年 3 月 6 日 近鉄白子駅前西口 ﾛｰﾀﾘｰ 及び近鉄平田町駅前 ﾛｰﾀﾘｰ	鈴鹿市との協働による街頭啓発 のぼりの掲揚、啓発物品等の配布	800

（2）人材育成

開催日・場所	内　　容	参加者
令和 8 年 2 月 2 日 鈴鹿庁舎	鈴鹿地域うつ・自殺対策ネットワーク会議 支援者スキルアップ研修会 講演「こころと身体の健康のために　～自殺の現状とその対策について～」 講師：南山大学社会倫理研究所　准教授　森山花鈴氏 対象：医療機関、精神保健福祉関係者、ボランティア、行政等	28 名

（3）関係機関・団体との協働および支援

関係機関・団体名	内　　容
鈴鹿市	啓発活動の協働実施

基本事業４　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

（担当課：総務企画課）

【主な取組内容】

多様性を認め合い、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、ヘルプマークの普及啓発や三重おもいやり駐車場利用証制度の適正な運営等を進めます。

１　三重おもいやり駐車場利用証制度

鈴鹿保健所利用証交付数(令和７年度)：68 枚

施設数（令和８年４月１日現在）：鈴鹿市　295 施設　561 区画

亀山市　48 施設　83 区画

施策 13-2　障がい者福祉の推進

基本事業１　障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

（担当課：総務企画課）

【主な取組内容】

居宅介護、生活介護等の各種障害福祉サービスを提供する事業所に係る指定や変更の届出書等を受け付けています。

１　障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等提供基盤の整備状況

（令和８年４月１日現在）

（１）三重県指定障害福祉サービス等事業所設置数

ア　障害福祉サービス事業所　（単位：施設）

サービスの種類		設置数計	鈴鹿市	亀山市
共同生活援助		27	24	3
	介護サービス包括型	20	18	2
	外部サービス利用型	1	1	0
	日中サービス支援型	6	5	1
居宅介護		39	29	10
重度訪問介護		24	16	8
行動援護		3	2	1
同行援護		6	3	3
就労移行支援		3	3	0
就労継続支援Ａ型		10	9	1
就労継続支援Ｂ型		57	52	5
就労定着支援		1	1	0
生活介護		27	23	4
短期入所		24	23	1
療養介護		2	2	0

イ　障害者支援施設　（単位：施設）

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
施設入所支援	4	4	0
生活介護	4	4	0

ウ　相談支援施設

（単位：施設）

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
一般相談支援	4	3	1

エ　障害児通所支援事業

（単位：施設）

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
児童発達支援	29	24	5
放課後等デイサービス	59	50	9
保育所等訪問支援	7	6	1
居宅訪問型児童発達支援	1	1	0

オ　障害児入所施設

（単位：施設）

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
医療型障害児入所施設	1	1	0

※施設設置数が「0」のサービスは掲載していません。

基本事業４　精神障がい者の保健医療の確保

（主担当：地域保健課）

【主な取組内容】

1. 精神障がい者の地域移行等にかかる支援を訪問、所内面接、電話等により行います。
2. 精神障がい者の地域における生活の支援および社会参加の促進を図ります。
3. 精神障がい者の実態把握に努め、精神保健福祉の普及・啓発を図るとともに、通院医療費の自己負担軽減、障がい者の自立、社会参加を目的に自立支援医療費（精神通院）の支給や精神障害者保健福祉手帳の交付を行います。

１　精神障がい者保健福祉相談指導事業

精神障がいを有する方やその家族等に対し、相談や家族会支援等を行います。
また、2 か月に 1 回、専門医によるこころの健康相談を行います。

（１）精神保健福祉相談および訪問指導

	計	電話相談	面接※	家庭訪問	メール
相談延べ件数	1,242	977	66	199	0

※面接件数のうち専門医による面接　3 件

※専門医によるこころの健康相談開催日…奇数月原則第 2 火曜日 13:30～15:30

（２）家族支援

ア　ひきこもり者家族交流会の運営支援

開催回数	内　　容	出席回数
12	毎月第 2 金曜日（鈴鹿保健所） 家族の交流	12

イ　精神障がい者地域家族会の運営支援

開催回数	内　　容	出席回数
6	奇数月第 2 水曜日（鈴鹿保健所） 家族の交流	6

（３）鈴鹿地域精神保健福祉連絡会の開催

精神保健医療福祉関係機関の連携強化を促進し、当事者が暮らしやすい地域づくりを推進します。

（構成機関）鈴鹿市、亀山市、管内精神科医療機関、ジェイエイみえ会、障害者総合相談支援センターあい、三重障害者職業センター、精神障がい者地域家族会、精神保健福祉ボランティア、管内市社会福祉協議会、鈴鹿公共職業安定所、管内警察署、地域包括支援センター、市民団体　他

開催日	内　　容	参加機関数
令和７年９月25日	意見交換 「地域住民に対する精神保健福祉に関する知識の普及と啓発」 「支援者間の個人情報の共有に係る課題」	19 機関
令和７年12月25日	意見交換 「統合失調症の妄想などにより、支援を受け入れないケースへの対応について」	20 機関

（４）市および関係機関に対する支援

精神障がい者を地域で支える体制づくりをより具体的に推進するために市および関係団体に情報提供や技術的支援を行います。

ア　精神障がい者アウトリーチ地域支援体制整備事業

（ア）対象者選定会議

参加回数	内　　容	参　加　者
6	委託事業所に紹介のあったケースについて、事業の対象者としての可否を判断	管内精神保健医療福祉関係機関の実務者

（イ）定例情報交換会

参加回数	内　　容	参　加　者
12	情報交換、ケースの共有	委託事業所、保健所

イ　ケース（事例）会議

参加回数	内　　容	参　加　者
25	処遇困難ケースについて ケース及び家族にかかわる支援体制等の検討	鈴鹿市、亀山市、鈴鹿厚生病院、警察、障害者総合相談支援センターあい、地域包括支援センター　他

ウ　自立支援協議会　精神保健担当者連絡会への参加

参加回数	内　　容	参　加　者
6	個別支援事例を通して地域課題を抽出し、地域自立支援協議会へ課題を提言する。	管内精神保健医療福祉関係機関及び団体の実務者

（５）鈴鹿保健所地域精神保健福祉危機管理連絡会（精神危機ネット鈴鹿）の開催

開催日	内　　容	参加機関数
令和８年３月６日	鈴鹿保健所管内における通報事例への対応 （１）令和７年度精神保健福祉法第２３条の対応状況について （２）２３条通報事例共有	８機関

（６）心のサポーター養成研修の開催

正しい知識と理解に基づき、家族や同僚など身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う「心のサポーター」を養成する。

開催日	養成者数
令和８年３月２日	29 名

2　精神保健医療対策

精神保健福祉法に基づく申請、通報、届出のあった精神障がい者が、その障がいのために自身を傷つけ又は他害のおそれのあるときは、精神保健指定医に受診させ、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

（1）精神保健措置事業

精神保健福祉法に基づく申請、通報の受理・措置状況

区　　分	件数	うち診察件数	うち入院件数
法第 22 条申請（診察及び保護の申請）	0	0	0
法第 23 条通報（警察官の通報）	30	23	19 (14)
法第 26 条の 2 届出(精神科病院管理者の届出)	0	0	0
計	30	23	19 (14)

(　)は法第 29 条による措置入院件数

（2）精神通院医療費負担事業（自立支援医療）

精神疾患（てんかんを含む。）の治療のために、指定医療機関に通院されている方を対象に、通院医療費が公費にて負担される制度です。（有効期間：1 年間）

受給者証の交付者数　（令和 8 年 3 月 31 日現在）

	計	鈴鹿市	亀山市
交付者数	4,949	4,062	887

（3）精神障害者保健福祉手帳交付事業

手帳の交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種サービスが提供されるとともに、精神障がい者の社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的としています。（有効期間：2 年間）

精神障害者保健福祉手帳の交付者数　（令和 8 年 3 月 31 日現在）

		計	鈴鹿市	亀山市
交付者数	障害等級 1 級	144	122	22
	障害等級 2 級	1,400	1,122	278
	障害等級 3 級	1,031	820	211
計		2,575	2,064	511

Ⅳ　未来を拓くひとづくり
政策１５　子ども
施策１５-４　結婚・妊娠・出産の支援

基本事業４　切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

（主担当：地域保健課・総務企画課）

各市が、妊娠・出産・育児における「地域の強みを生かした切れ目のない母子保健体制」を整備できるよう人材育成、関係機関調整等、体制整備の支援を行います。

１　健やか親子支援事業

各市と共に、妊娠出産期から思春期までのライフステージに応じて、親と子が健やかに暮らせる体制づくりをめざします。

（１）関係機関との連絡調整

個別保健指導の一環として、ケース（事例）を取り巻く関係機関とのネットワークづくりを目的に連絡会議に参加します。

参加回数	会　　議	参加機関
12	鈴鹿市ハイリスク妊婦抽出ケースカンファレンス	鈴鹿市健康づくり課・子ども家庭支援課児童家庭センターみだ、鈴鹿保健所

（２）市における母子保健体制整備

育児不安の解消と子どもの安らかな発育の促進を目的として意見交換会を開催します。

また、管内で開催される会議に参加し、関係機関との連携と支援体制の構築を図ります。

開催回数	会　　議	参加機関
1	県・市町母子保健事業意見交換会	鈴鹿市子ども保健課、鈴鹿市子ども家庭支援課、亀山市子ども総合支援課（母子保健グループ、子ども家庭グループ）、県子どもの育ち支援課、北勢児童相談所、鈴鹿児童相談所、鈴鹿保健所

参加回数	会　　議	参加機関
2	鈴鹿市要保護児童等・DV 対策地域協議会実務者会議	市医師会、児童相談所、女性相談所、鈴鹿警察署、津地方法務局、民生児童委員協議会、教育関係機関、消防本部、児童養護施設、市関係各課、鈴鹿保健所
3	亀山市乳児健診委員会	亀山医師会（小児科医会）、亀山市、鈴鹿保健所

（3）相談および家庭訪問数

小児慢性特定疾病にり患している児童等やその家族が抱える日常生活および療養上の問題についての相談や必要に応じて家庭訪問を行います。

	延べ数（件）
電話による相談件数	6
来所による相談件数	8
家庭訪問件数	2

2　母体保護事業

母体の生命健康を保護することを目的として母体保護法に基づき届出が行われます。

（1）不妊手術届出数（法第 3 条及び法第 25 条に基づく届出）

		計	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳以上	不詳
法第 3 条第 1 項	第 1 号該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第 2 号該当	6	0	0	1	3	2	0	0	0	0
計		6	0	0	1	3	2	0	0	0	0

（2）人工妊娠中絶（法第 14 条及び法第 25 条に基づく届出）

（年齢別・在胎週別届出数）

	計	13歳未満	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳以上	不詳
計	140	0	0	1	0	2	3	4	5	33	34	20	23	12	3	0	0
満 7 週以前	61	0	0	0	0	2	1	3	0	15	13	8	10	7	2	0	0
8 週～11 週	68	0	0	1	0	0	1	1	5	15	19	12	9	4	1	0	0
12 週～15 週	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0
16 週～19 週	7	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	3	1	0	0	0
20 週～21 週	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
不　詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（参考）「強じんな美し国ビジョンみえ」・「みえ元気プラン」政策体系一覧

（※）の施策について鈴鹿保健所で実績があります。

Ⅰ　安全・安心の確保

（政策）1　防災・減災、県土の強靭化

（施策）　1-1　災害対応力の充実・強化（※）

1-2　地域防災力の向上

1-3　災害に強い県土づくり

（政策）2　医療・介護・健康

（施策）　2-1　地域医療提供体制の確保（※）

2-2　感染症対策の推進（※）

2-3　介護の基盤整備と人材確保（※）

2-4　健康づくりの推進（※）

（政策）3　暮らしの安全

（施策）　3-1　犯罪に強いまちづくり

3-2　交通安全対策の推進

3-3　消費生活の安全確保

3-4　食の安全・安心と暮らしの衛生の確保（※）

（政策）4　環境

（施策）　4-1　脱炭素社会の実現

4-2　循環型社会の構築

4-3　自然環境の保全と活用

4-4　生活環境の保全

Ⅱ　活力ある産業・地域づくり

（政策）5　観光・魅力発信

（施策）　5-1　持続可能な観光地づくり

5-2　戦略的な観光誘客

5-3　三重の魅力発信

（政策）6　農林水産業

（施策）　6-1　農業の振興

6-2　林業の振興と森林づくり

6-3　水産業の振興

6-4　農山漁村の振興

（政策）7　産業振興

（施策）　7-1　中小企業・小規模企業の振興

7-2　ものづくり産業の振興

7-3　企業誘致の推進と県内再投資の促進

7-4　国際展開の推進

（政策）8　人材の育成・確保

（施策）　8-1　若者の就労支援・県内定着促進

8-2　多様で柔軟な働き方の推進

（政策）9　地域づくり
（施策）　9-1　市町との連携による地域活性化
9-2　移住の促進
9-3　南部地域の活性化
9-4　東紀州地域の活性化
（政策）10　デジタル社会の推進
（施策）10-1　社会におけるＤＸの推進
10-2　行政サービスのＤＸ推進
（政策）11　交通・暮らしの基盤
（施策）11-1　道路・港湾整備の推進
11-2　公共交通の確保・充実
11-3　安全で快適な住まいまちづくり
11-4　水の安定供給と土地の適正な利用

Ⅲ　共生社会の実現
（政策）12　人権・ダイバーシティ
（施策）12-1　人権が尊重される社会づくり
12-2　ダイバーシティと女性活躍の推進
12-3　多文化共生の推進
（政策）13　福祉
（施策）13-1　地域福祉の推進（※）
13-2　障がい者福祉の推進（※）

Ⅳ　未来を拓くひとづくり
（政策）14　教育
（施策）14-1　未来の礎となる力の育成
14-2　未来を創造し社会の担い手となる力の育成
14-3　特別支援教育の推進
14-4　いじめや暴力のない学びの場づくり
14-5　誰もが安心して学べる教育の推進
14-6　学びを支える教育環境の整備
（政策）15　子ども
（施策）15-1　子どもが豊かに育つ環境づくり
15-2　幼児教育・保育の充実
15-3　児童虐待の防止と社会的養育の推進
15-4　結婚・妊娠・出産の支援（※）
（政策）16　文化・スポーツ
（施策）16-1　文化と生涯学習の振興
16-2　競技スポーツの推進
16-3　地域スポーツと障がい者スポーツの推進

沿革

昭和 12 年(1937 年)	4 月	法律第 42 号をもって保健所法公布
昭和 19 年(1944 年)	10 月	保健所法にもとづき三重県亀山保健所発足
昭和 21 年(1946 年)	10 月	亀山保健所神戸出張所（鈴鹿市役所内）駐在
昭和 22 年(1947 年)	5 月	県告示第 222 号亀山警察署から衛生関係事務移管
昭和 22 年(1947 年)	9 月	改正保健所法（法律第 101 号）公布
昭和 23 年(1948 年)	8 月	亀山保健所神戸出張所を三絹工業(株)内に設置
昭和 23 年(1948 年)	11 月	課制施行（庁釧第 550 号）
昭和 23 年(1948 年)	12 月	亀山保健所神戸出張所鈴鹿市神戸西萱町 986 へ移転
昭和 24 年(1949 年)	10 月	優生保護相談所併設（県告示第 587 号）
昭和 25 年(1950 年)	5 月	亀山保健所庁舎新設鈴鹿郡亀山町本町 341
昭和 26 年(1951 年)	10 月	結核予防法第 36 条の規定による指定医療機関となる
昭和 35 年(1960 年)	8 月	次長制実施（県規則第 65 号）
昭和 43 年(1968 年)	8 月	公衆衛生行政の管内事情により、保健所庁舎を鈴鹿市神戸西萱町 16 に移築名称を三重県鈴鹿保健所に変更し、亀山市役所敷地内に亀山相談所を設置
昭和 51 年(1976 年)	4 月	機構改革に伴い環境課を新設、衛生課を衛生指導課に改称
昭和 56 年(1981 年)	9 月	住居表示の変更に伴い、住所を鈴鹿市神戸八丁目 9 番 22 号に変更
昭和 63 年(1988 年)	10 月	三重県鈴鹿庁舎の整備に伴い、鈴鹿市西条五丁目 117 へ移転
平成 4 年（1992 年）	3 月	亀山相談所を亀山市保健センター（亀山市亀田町）内に移転
平成 5 年（1993 年）	4 月	保健所の見直しに伴い、保健婦室を保健指導課に改称し、保健予防課の保健係、予防係を統合して保健予防係とし、総務課検査係を廃止
平成 6 年（1994 年）	6 月	地域保健法制定（保健所機能の強化）
平成 9 年（1997 年）	3 月	亀山相談所を廃止
平成 9 年（1997 年）	4 月	機構改革により、保健予防課、保健指導課を廃止し、企画調整課、地域保健課を新設
平成 10 年(1998 年)	4 月	県民局組織の改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部を設置（併置機関三重県鈴鹿保健所）し、企画総務グループ、健康増進グループ、福祉保健グループ、衛生指導グループを配置
平成 14 年(2001 年)	4 月	県民局組織改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部に福祉相談チーム及び保健衛生チームを新設し、福祉相談チームに経営支援グループ、生活支援グループ、子育て支援グループを、保健衛生チームに計画調整グループ、健康増進グループ、衛生指導グループを配置
平成 15 年(2003 年)	4 月	県民局組織改正により、保健衛生チームの計画調整グループを廃止し、福祉相談チームの経営支援グループを経営企画グループに変更
平成 16 年(2004 年)	4 月	県民局組織改正により、チームを廃止して室に変更
平成 17 年(2005 年)	4 月	県民局組織改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部に企画福祉室及び保健衛生室を設置し、企画福祉室に企画市町村支援グループ、福祉グループを、保健衛生室に健康増進グループ、地域保健グループ、衛生指導グループを配置
平成 18 年(2006 年)	4 月	県組織改正により部・グループを廃止し、事務所・課制となる。 三重県鈴鹿保健福祉事務所（併置機関三重県鈴鹿保健所）に保健衛生室を設置し、企画福祉課、健康増進課、地域保健課、衛生指導課を配置
平成 25 年(2013 年)	4 月	県組織改正により三重県鈴鹿保健福祉事務所（併置機関三重県鈴鹿保健所）を廃止し、三重県鈴鹿保健所設置、企画福祉課を総務企画課に変更

付録

主な鈴鹿保健所関係法令の制定・改正の流れ

明治 30 年(1897 年)	伝染病予防法制定
明治 33 年(1900 年)	精神病者監護法、飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律制定
明治 40 年(1907 年)	らい予防法制定
大正 8 年(1919 年)	精神病院法、結核予防法、トラホーム予防法制定
昭和 12 年(1937 年)	（旧）保健所法制定
昭和 21 年(1946 年)	日本国憲法公布
昭和 22 年(1947 年)	（新）保健所法、食品衛生法、児童福祉法制定
昭和 23 年(1948 年)	予防接種法、優生保護法、医療法、性病予防法制定
昭和 24 年(1949 年)	身体障害者福祉法制定
昭和 25 年(1950 年)	精神衛生法、狂犬病予防法、生活保護法制定
昭和 26 年(1951 年)	結核予防法、社会福祉事業法制定
昭和 27 年(1952 年)	栄養改善法制定
昭和 28 年(1953 年)	（新）らい予防法制定
昭和 35 年(1960 年)	薬剤師法、薬事法制定
	精神薄弱者福祉法制定
昭和 38 年(1963 年)	老人福祉法制定
昭和 39 年(1964 年)	母子福祉法制定
昭和 40 年(1965 年)	母子保健法制定、精神衛生法改正（通院医療費公費負担、精神衛生業務が保健所業務に追加）
昭和 45 年(1970 年)	心身障害者対策法制定
昭和 48 年(1973 年)	動物の保護及び管理に関する法律制定
昭和 54 年(1979 年)	薬事法改正（新薬承認の厳格化、副作用報告、再評価等の法制化）
昭和 56 年(1981 年)	母子福祉法改正（「母子及び寡婦福祉法」に改称）
昭和 60 年(1985 年)	第 1 次医療法改正（都道府県医療計画制度の導入）
昭和 62 年(1987 年)	精神衛生法改正（「精神保健法」に改称）
平成元年(1989 年)	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律施行
平成 4 年(1992 年)	第 2 次医療法改正（医療提供の理念規定の整備等）
平成 5 年(1993 年)	心身障害者対策法改正（「障害者基本法」に改称）
平成 6 年(1994 年)	地域保健法制定（保健所機能の強化）、関係法律整備（保健所法、母子保健法、児童福祉法、栄養改善法、医療法、薬事法、伝染病予防法、食品衛生法等の改正）
平成 7 年(1995 年)	精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改称）
平成 8 年(1996 年)	らい予防法廃止
	薬事法改正（治験、承認審査の充実強化）
平成 9 年(1997 年)	地域保健法全面施行
	介護保険法制定
	第 3 次医療法改正（医療提供に当たって患者への説明と理解等）

平成 10 年(1998 年)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）制定
平成 11 年(1999 年)	感染症法施行（伝染病予防法、性病予防法、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律廃止）
	精神薄弱者福祉法改正（「知的障害者福祉法」に改称）
	動物の保護及び管理に関する法律改正（「動物の愛護及び管理に関する法律」に改称）
平成 12 年(2000 年)	社会福祉事業法改正（「社会福祉法」に改称）
	第 4 次医療法改正（病床区分の見直し等）
平成 13 年(2001 年)	地域健康危機管理ガイドライン策定（厚生労働省）
平成 14 年(2002 年)	健康増進法制定
	薬事法改正（製造販売制度の導入、医療機器のリスクに応じたクラス分類制度の導入）
平成 15 年(2003 年)	食品安全基本法制定、食品衛生法改正（リスク分析手法の導入）
	感染症法改正（緊急時における感染症対策の強化、動物由来感染症の強化、感染症法の対象疾病及び疾病分類の見直し等）
平成 16 年(2004 年)	発達障害者支援法制定
平成 17 年(2005 年)	食育基本法制定
	動物の愛護及び管理に関する法律改正
	障害者自立支援法制定
	精神保健福祉法改正（通院医療は自立支援医療として障害者自立支援法へ）
平成 18 年(2006 年)	老人保健法改正（「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正）
	薬事法改正（医薬品販売制度の見直し）
	精神保健福祉法改正（「精神病院」を「精神科病院」に改める）
	結核予防法の廃止。感染症法（基本理念、責務規定の見直し、感染症の種類の見直し等）、予防接種法改正
平成 19 年(2007 年)	第 5 次医療法改正（患者等への医療に関する情報提供の推進等）
平成 20 年(2008 年)	感染症法改正（感染症の類型の新設、新型インフルエンザ等感染症に対する措置等）
平成 23 年(2011 年)	母子保健法改正
平成 24 年(2012 年)	新型インフルエンザ等対策特別措置法制定
平成 25 年(2013 年)	障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とし施行
	精神保健福祉法改正（保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し等）
	動物の保護及び管理に関する法律改正
平成 26 年(2014 年)	難病の患者に対する医療等に関する法律の制定
	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定
	薬事法改正(「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改称）
	感染症法改正（中東呼吸器症候群の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備、一類・二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者からの検体の採取等の制度の創設等）

平成 27 年(2015 年)	食品表示法施行
	児童福祉法の一部を改正する法律の施行（新たな公平かつ安定的な小児慢性特定疾病医療費助成制度の確立等）
	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成 30 年(2018 年)	食品衛生法改正（ＨＡＣＣＰ制度化、営業許可業種見直し、届出制度創設等）
	健康増進法改正（「望まない受動喫煙」をなくす） （平成 31 年 1 月 24 日一部施行、令和元年 7 月 1 日施行一部施行、令和 2 年 4 月 1 日全面施行）
平成 31 年(2019 年)	動物の愛護及び管理に関する法律改正
令和 2 年(2020 年)	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について
令和 3 年(2021 年)	感染症法等改正（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律関係（新型コロナウイルス感染症の法的位置付けの変更等））
令和 4 年（2022 年）	精神保健福祉法一部改正（地域生活支援の強化、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備）
令和 5 年(2023 年)	新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが 5 類感染症に移行

編集担当：総務企画課

保健所年報

令和８年１１月発行
三重県鈴鹿保健所

〒513-0809　鈴鹿市西条５丁目 117
電話　(059)382-8671（代表）
FAX　(059)382-7958